

「村落  
と  
環境」

第17号

2021年7月  
村落環境研究会

## 村落環境研究会会則

### (名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

### (事務所)

第2条 本会の主たる事務所を福岡市西区元岡744九州大学ウエスト5号館751号室  
森林政策学研究室に置く。

### (目的)

第3条 本会は地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究  
の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウム及び見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

### (会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。  
その構成員は3名を限りに事業に参加することができる。賛助会員は議決権を有しない。

### (役員)

- 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。
- 2 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。  
会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。

### (会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および幹事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。

### (会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかう。年会費は理事会で決める。

### 付則

本規則は、平成30年12月1日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 佐藤宣子

## 巻頭言

村落環境研究会  
会長 佐藤宣子  
九州大学大学院農学研究院

「村落と環境」第 17 号の発行にあたり、ご挨拶申し上げます。2020 年の 2 月から広がった新型コロナウィルスは、本誌を編集している 2021 年 6 月には第 4 波の緊急事態宣言の中になります。2020 年のシンポジウムは前日まで鹿児島大学での対面とオンライン研究会の併用を計画しておりましたところ、鹿児島での感染拡大を受け、急遽オンラインのみでの開催となりました。急な変更にもかかわらず、報告者の皆様にはオンラインでの発表をしていただき、誠にありがとうございました。おかげさまで 18 名の参加があり、活発な質疑を行うことができました。「村落と研究」題 17 号では、昨年の 3 つの研究会発表の論考と質疑の内容をきしております。

オンラインでの研究会は、これまで遠方で参加できなかった方が参加できたという一方で、長年参加していただいている常連の方でオンラインの設備がなく、参加できなかったという状況もありました。2021 年度は 11 月 13 日（土）に可能ならば、対面（鹿児島大学）とオンラインでの併用で開催をと考えております。積極的なご参加をよろしくお願ひいたします。

入会林野や入会を起源とした生産森林組合を巡っては、2018 年の森林経営管理法、2019 年の表題部所有者不明土地適正化法など大きなインパクトがある法律が次々と成立しています。本研究会は、法学研究者と林政研究者が共に現状を知り、村落環境にとってどのような対応策や問題があるのかを共有し、議論するという特徴を有しています。研究会の特徴を活かし、今後とも有意義な研究会を開催していきたいと存じますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

2021 年 6 月 20 日

# 第17回村落環境研究会シンポジウム

## 目 次

- 第1報告 一共有持分移転登記抹消登記手続等請求事件—  
馬毛島入会権訴訟の現在  
牧 洋一郎 大学地域研究所特別研究員
- 第2報告 一入会集団の登記請求権—  
古積 健三郎 中央大学法科大学院教授
- 第3報告 一平成29年7月九州北部豪雨が与えた生産森林組合  
事業への影響—  
福岡県朝倉市志波生産森林組合を事例  
藤原敬大 (九州大学大学院農学研究院)  
原田佳生 (九州大学大学院生物資源環境科学府)  
尾分達也 (兵庫県立大学地域創造機構)

# 第1報告

## 馬毛島入会権訴訟の現在

### 一共有持分移転登記抹消登記手続等請求事件

沖縄大学地域研究所特別研究員 牧洋一郎

#### <目次>

- 一 はじめに
- 二 事案の概要
- 三 鹿児島地裁第一審判決
- 四 控訴
- 五 上告するにあたっての私見
  - 1 上告の根拠について
  - 2 憲法 29 条、32 条に反すること
- 六 学説
  - 1 民法 252 条但し書について
  - 2 入会集団の範囲について
  - 3 管理行為と処分行為の区分について
- 七 結び

#### 一 はじめに

現在、種子島の属島・馬毛島は米軍 F C L P 基地（現在は暫定的に、米軍は東京都硫黄島にて訓練）移転候補地となり、令和元（2019）年 11 月、防衛省は開発業者タストン・エアポート株式会社（旧社名：馬毛島開発株式会社、以下「タストン社」という）から島の 99% の土地面積を総額 160 億円で買収することに合意した。また、鉄砲伝来（1543 年）の地として名高い種子島本島（人口 2 万 8 千人、土地総面積約 450 平方キロメートル）は、日米共同訓練の場となり、熊毛地域（種子島・屋久島）は騒然とした状況に置かれている。

さて、馬毛島の表玄関ともいえる葉山港一帯である。この葉山港一帯は、対岸の種子島本島の瀬泊浦（あまとまりうら）集落が共同所有する入会地であるが、タストン社に不法占有されている現状である。このような状況下で、本件入会地を巡って上告審で係争中であるが、本稿では、鹿児島地裁への提訴から上告するに至るまでの「共有持分移転登記抹消登記手続等請求事件」を考察したい。

#### 二 事案の概要

平成 13（2001）年 5 月、鹿児島県西之表市の瀬泊浦集落が、トビウオの島と謳われる一種子島本島（西之表市）から西へ 12 キロメートルの海域に浮かぶ一馬毛島（総面積約 8.2 平方キロメートル）の葉山港周辺に所有する漁業用地（三字四筆）約 2 万 2 千平方メートルにつき、浦の住民である登記名義人 4 人（共に権利者）が、権利者 60 余名中の 3 分の 2 の同意を得て、タストン社に地盤総面積すなわち共有持分（総有持分）の 3 分の 2 を売却した。このことに対し、乱開発に反対する浦の住民 20 余名（権利者）は「入会地の処分については権利者全員の同意を要する」と主張し、平成 14（2002）年 9 月、土地売却を有効と

考える浦の住民 30 余名（権利者）とタストン社を相手に、入会権確認の訴えを鹿児島地裁に提起した。

長きに亘る馬毛島を巡る入会権確認訴訟では最高裁まで進み、原告住民らは平成 27（2015）年 6 月 30 日をもって勝訴した（福岡高裁宮崎支部平成 26 年（ネ）第 65 号事件・平成 26 年 10 月 22 日判決、最高裁平成 27 年（オ）第 495 号事件・平成 27 年 6 月 30 日決定）。

しかしながら現在、土地面積の約 3 分の 2 の登記名義を第三者であるタストン社が有するという登記問題を未だ残したままである。原告住民らは、入会権確認訴訟での勝訴判決を受け、平成 28（2016）年 8 月 29 日、被告住民とタストン社を相手に、「共有持分移転登記抹消登記手続き」についての訴えを鹿児島地裁に提起するに至った（平成 28 年（ワ）第 515 号事件）。つまり、原告住民 24 名が、①タストン社に対して、共有持分移転登記の抹消登記手続きを、②浦の住民で登記名義人 4 名に対して、本件各土地につき、現入会集団の代表者への共有持分移転登記手続きを、③被告住民 36 名に対して、代表者への移転登記手続きを承諾することを、それぞれ請求することにした。一方、被告らは、「入会権自体に基づいて入会地についての抹消登記請求をする場合には、当該入会集団の構成員全員が原告となる必要があるところ…<中略>…本件訴えにおいては、本件入会集団の構成員全員が原告となっていないから、当事者適格を欠き、不適法である。」（判決書 4 頁）と反論した。

### 三 鹿児島地裁第一審判決

原告らの請求は棄却された（平成 30 年 1 月 16 日）が、その理由は以下の①～④である。

① 原告らが当事者適格を有することは認められたが、原告らの抹消登記請求権の有無について、「入会権そのものの管理処分に関する事項であって、構成員各自において行うことはできないものと解される。」（判決書 8 頁）

② 使用収益権に基づく妨害排除請求に対して、「使用収益権の行使自体が本件各登記の存在により具体的に妨害され又はその恐れがあることを認めるに足りる証拠はない。」（同 9 頁）

③ 瀧泊小組合（本集落内に居住する種子島漁協組合員で構成され漁協の下部組織的性格を併せ持つ団体、以下「小組合」という）と入会集団が同一であるか否かについて、「小組合と本件入会集団が同一であることを認めるに足りる証拠はなく、本件入会集団において小組合の代表者が当然に本件入会集団の代表者になる旨の規約若しくは慣習又はこれらの所定の手続若しくは構成員全員一致による決議等が存在することを認めるに足りる証拠もなく、その他本件全証拠によても、小組合長が本件入会集団代表者の地位にあると認めることはできない。」（同 9-10 頁）

④ 小組合長への移転登記請求の有無について、「原告西（提訴時の小組合長）が本件入会集団の代表者であると認めるることはできないし、本件入会集団において、入会地（本件各土地）の登記名義を代表者個人の名義とする旨や当該土地名義を確保するための登記請求等の権限を代表者個人に付与する旨の規約等が存在すると認めることもできない。」（同 11 頁）

### 四 控訴

原告らの請求が棄却されたので、平成 30（2018）年 1 月 29 日、原告住民らは福岡高裁宮

崎支部に控訴するに至った（同年（ネ）第 26 号事件）。

控訴理由は、「無権利者からの不実の登記を維持すべきとの主張を許容する原審の判断は明らかに不当であり、そのような主張を認める合理的な理由は何一つ見当たらない」（理由書 2 頁）というものである。続けて控訴人（原告）らは、「実体と異なる無効な登記は、所有者のために即刻抹消されるべきである」（同頁）、「不実の登記を放置することにより、入会権または入会集団の個別的権利を著しく害することは、現在の日本における不動産登記の重要な役割に鑑みても一目瞭然である」（同頁）と主張した。要するに、不実の登記が抹消されなければ、不実の登記のために生じる様々な権利関係に関する紛争を未然に防止することができないという主張である。

本件控訴審判決（令和元年 12 月 18 日）では、タストン社に対する共有持分移転登記の抹消登記手続きについて、「入会権自体に基づく妨害排除請求としての抹消登記請求については、民法 252 条ただし書は適用されないと解するのが相当である。」（判決書 6 頁）と判示され、そして登記名義人 4 人に対する現入会集団の代表者への共有持分移転登記手続き及び被控訴人（被告住民）に対する移転登記手続きの承諾について、「小組合と本件入会集団が同一であるとは認められず、小組合の代表者が当然に本件入会集団の代表者となる規約、慣習等を認めるに足りる証拠もない。」（同 7 頁）と判示された（ここでの入会権自体とは、入会集団権を指すものと解される）。

結論として、第一審同様、控訴人の請求はいずれも理由がないとして、棄却されたことにより、控訴人らは、上告するに至った（令和元年 12 月 27 日）。

## 五 上告するにあたっての私見

### 1 上告の根拠について

#### (1) 判例に反すること

判例理論の発展といわれる「上関原発共有入会地訴訟最高裁判決」（平成 20 年 4 月 14 日判時 2007 号 58 頁）では「その管理は四代区の成立後は他の旧四代組財産と同じく四代区にゆだねられ、その処分も、遅くとも平成 8 年ころまでには、他の旧四代組と同じく四代区の役員会の全員一致の決議にゆだねられていたものと解される。」（62 頁）と、管理行為（民法 252 条）と処分行為（同 251 条）が分けて判示されている。

上記判例からして、本件での瀧泊浦の漁師が単独で行う漁撈行為（潮待ちや漁網干し等）のための葉山港周辺の入会地清掃などは、管理行為のうち 1 人でも行使できる保存行為（同 252 条但書）を指すものといえる。なお、本件第一審判決及び控訴審判決は、最判昭和 58 年 2 月 8 日（判時 1092 号 62 頁）の「使用収益権を有するかどうかを確定するにとどまるのであって、…<中略>…入会権を有すると主張する者が、各自単独で、入会権者に対して提起することが許されるものと解すべきである。…<中略>…上告人らの右確認の訴えは、上告人らが、各自単独で、提起することが許される通常訴訟というべきである。」（63—64 頁）とする、構成員として有する入会個人権（持分権）の確認請求と齟齬するものである。

なお本件では、売買の無効確認及び登記請求を認めた下級裁判例、岐阜地裁大垣支部判決（昭和 44 年 11 月 17 日判時 606 号 13 頁）及びその控訴審判決である名古屋高裁判決（昭和 46 年 11 月 30 日判時 658 号 42 頁）に、注視すべきであろう。

## (2) 民法 252 条ただし書の解釈の誤り

入会権の管理行為と処分行為は別個の行為であり、権利者全員の同意による処分行為（共有物の変更、民法 251 条）、権利者の過半数で決めることができる管理行為（同法 252 条本文）そして管理行為の中で各権利者が単独でも請求できる財産の現状を維持する保存行為（同法 252 条但書）が明確に区分されるべきである。現在、葉山港周辺は、業者タストン社による無断の車両機器類の乗り入れや搬入、不法投棄等が見られるが、これは原告らが財産（入会地）の現状維持をできない状況であり、入会権者である漁師が単独で行う漁撈行為（潮待ちや漁網干し等）が妨害されており権利者への侵害行為であり、権利者が単独でも妨害排除を請求せねばならないのである。

控訴審判決で、入会権自体（入会集団権）に基づく妨害排除請求権として解されているのは、明らかに誤りである。妨害排除請求権は、入会権を有する者が各自単独で、第三者に対して提起することが許されると解すべきである。

本件第一審判決及び控訴審判決では、最判昭和 57 年 7 月 1 日（判時 1054 号 69 頁）の妨害排除についての「かかる妨害排除請求権の訴訟上の主張、行使は、入会権そのものの管理処分に関する事項であって…」（72 頁）を援用したものであるが、入会地等共同所有財産に対する妨害排除請求は保存行為に該当するが、それを管理処分に関する事項というのは明らかに誤りである。この最高裁判決について、入会権の大家である中尾英俊博士も「下級審への悪影響」と指摘する通り（『入会権—その本質と現代的課題』勁草書房 2009 年 329 頁参照）、あまりにも大雑把すぎる悪しき判例といわざるを得ない。なお本件で、原告らが使用収益権を根拠に妨害排除の請求をしているが、「使用収益権は個人に帰属し、管理処分権は団体に帰属する」という現在では全く通用しない古い学説（我妻榮説や舟橋諄一説等）に基づいているものと思われる。原告らの主張が不適切であり、正確には、入会個人権（持分権）に基づいて請求をすべきである。入会権者は各自が使用・収益・管理・処分の権能を有し、その総和が入会集団権である。

申立人・上告人らは、構成員各自からの登記手続請求が認められるべきことの根拠として、「一審判決及び原審は、昭和 57 年 7 月 1 日最高裁判決など入会権に基づく登記請求権に関する判例理論についての解釈を誤り、入会権者各自による登記請求権を否定している。…」（上告受理申立理由書 2 頁及び上告理由書 2 頁）と述べているが、この昭和 57 年判決は悪しき判例であり、この判決内容を根拠に主張することは、当を得ていない主張ではなかろうか。このことについては、いずれ別稿にて論述したい。

## (3) 最判平成 6 年 5 月 31 日及び最判平成 20 年 7 月 17 日との関係

入会集団が登記名義人に対して集団の代表者等への所有権移転登記等を求める訴訟、そして判決は少なくない。本件登記請求は入会権に基づくものであり、その前提として係争地が共有入会地であることを求める必要がある（最判平成 6 年 5 月 31 日民集 48 卷 4 号 1065 頁）。要するに、抹消登記移転登記の請求を求めるには、その前提としての総有（共同体的規制に制約された共同所有）が確認されなければならないとされるが、前述した通り、本件では既に本件各土地が入会地（集落の有する共同所有地いわゆる総有地）であることが確認されており、この点につき問題を生ずることはない（中尾英俊『入会権—その本質と現代的

課題』勁草書房 2009 年 175-181 頁参照)。

また、最判平成 20 年 7 月 17 日民集 62 卷 7 号 1994 頁(馬毛島第一次入会権確認訴訟判決)では、「訴えの提起に同調しない構成員がいるために構成員全員で訴えを提起することができないときは、上記一部の構成員は、訴えに同調しない構成員も被告に加え、…<中略>…入会権を有することの確認を求める訴えを提起することが許され」(1998 頁)るとされ、権利者が原告か被告かのいずれかに訴訟参加しておれば、確認訴訟の要件は満たされるというものである。本件給付訴訟でも、この要件に基づき権利者全員が当事者となっており、訴訟要件は満たされていると解される。

## 2 憲法 29 条、32 条に反すこと

本件では「原審判決には、入会集団の構成員各自による権利行使が認められていない点において憲法 29 条 1 項違反及び最高裁判例違反が存し…」(上告理由書 2 頁及び上告受理申立理由書 2 頁)とあるが、憲法 29 条では財産権の保障を謳っており、各入会権者が使用収益権(正確には入会個人権)をもって訴えを提起できないことは、同条 1 項「財産権は、これを侵してはならない」に抵触するものである。また、同 32 条で「何人も、裁判所において裁判を受ける権利は奪われない。」と裁判を受ける権利が明記されているが、各入会権者が持つ入会個人権をもって提訴できないとすることは、るべきはずの権利が司法によって保護されないということを意味するものである。

## 六 学説

### 1 民法 252 条ただし書について

中尾英俊説では「管理処分行為」について、ブルドーザーによる工事などに対して、その侵害の禁止請求は入会権者全員でなければ、入会地の侵害がたやすくできることになることを危惧している。また、侵害禁止請求が権利者単独でできることを、「入会権そのものの管理処分行為である」と意味不明の理由で訴えを避けたのは、入会権のみならず共有財産に対する全くの無理解である、と指摘している。

「入会権を第三者が入会集団の承諾なしに不当に侵害した場合、例えば立木を伐採し、土地を掘削し、あるいは重機車両の乗り入れ等をした場合、その侵害者が何人であっても、これらの侵害工事の中止を求め、その妨害の排除や予防を求める訴えは、各入会権者で提訴することができる。これは共有物の保存行為に該当する(民法 252 条ただし書)ので当然のことである。」(『入会権—その本質と現代的課題』勁草書房 2009 年 338 頁)

### 2 入会集団の範囲について

江渕武彦説に従えば、本件入会集団については次のような解釈が成り立つ。

転出しないが漁業をやめた人が、入会権喪失の原因とされることはなく、離漁業によって完全に仲間共同体から外れるという明確な慣習がないかぎり、離漁者で本集落にとどまっている者は、現在も入会集団=広義の小組合構成員とみてよい。離漁業した入会権者が小組合から脱退して漁場などの管理に携わらなくなるのはやむを得ないことであるが、本件各土地の処分に関する話し合い(平成 13 年 5 月の入会権者全員の集会参加)等、ある程度のつながりを有する以上、離漁者らは漁業の実働部隊である小組合に管理を任せているものである。「元小組合員らで漁業に復帰する場合は慣習に従い、無条件または優先的に浦加入

（小組合加入）が認められる」が、このことは、入会権者による共同体が小組合の中に潜在しているものと解される。

「入会集団は、基本的には農業生産を維持するための共同組織であるが、それだけでなく、日常生活上のつながりの場でもある。したがって、溜池からの直接取水という生産の面で関係していない者も、ともに共同生活に参加していれば、当然に当該入会財産における権利者というべきである。このような溜池に限らず、入会財産一般において、一部の入会権者のみが当該財産を利用する形態はまれではない。」（「弁護士の不見識による入会訴訟の惹起」『コモンズ訴訟と環境保全』法律文化社 2015年 224—225頁）

### 3 管理行為と処分行為の区分について

野村泰弘説に従えば、本件各土地の処分は当然に入会集団構成員全員の同意により、そして管理は小組合に委ねられている、と解される。また、管理の中で、権利者が単独で行使しうるのが保存行為と解するのが、自然であろう。この野村説では、総有物の管理行為と処分行為の相違について、十分に意識することを考察している。

「本来、日常的な業務といえる管理行為と入会権そのものの消長に関するような処分行為は同列には扱われないものであり、従来の判例の多くが管理処分権としてひとまとめにして論じたことからすれば、判例理論の一つの進展といいうるであろう。そしてそれは当該慣習が管理行為についての慣習なのか、それとも処分行為についての慣習なのかを分けて考えることのきっかけとなろう。…」（「上関原発共有入会地訴訟最高裁判決について」『島法』52巻1号 2008年 43—44頁）

## 七 結び

第一に、入会権に基づく物権的請求権としての妨害排除請求権がある。申立人・上告人は現在でも、本件入会地がタストン社に不法占有されており、彼らは本件入会地の通常の管理もままならない状況である。入会権確認訴訟における申立人・上告人らの勝訴によって、本件入会地問題が全て法的に解決したわけではない。未だ登記上に所有名義人として業者タストン社が残っており、登記の過信を根拠にタストン社による不法行為や往来妨害等の継続的侵害行為が行われており、よって共有持分移転登記抹消登記手続等の訴訟をさらに提起せねばならなかった。つまり、タストン社による往来妨害の事実や車両機器類の乗り入れ、上陸時にタストン社の職員が付き纏うなどの嫌がらせ等が、申立人・上告人らに対してなぜあるのか、これらの妨害を排除しない限り、入会地の有効な利用ができない現状である。

第二に、各権利者には、各権利者の有する共有持分権（ここでは共同体規制に制約された共有持分、総有持分）に基づく妨害排除請求権がある。これは、入会団体の構成員である個々人に帰属する権利である。前述した通り、構成員が単独で保存行為として行使できることは、民法252条但書に明記されている。

本件入会集団は、現小組合員、元小組合員そしてその子らによって構成されており、全員集落に居住する者であるが、集落外に転出する場合は、原則として権利を失うことになる。なお前述した通り、元小組合員らで漁業に復帰する場合は慣習に従い、無条件または優先的に小組合加入が認められる。入会集団のうち小組合は現在でも一漁業法や水協法の制約を受けながら一漁撈を営む実働部隊であり、小組合はかつての小組合員（在郷の離漁者）らか

ら管理を委任されているものと解される。

第二次入会権確認訴訟控訴審判決で「本件入会集団が昭和 30 年代頃に有していた本件共有入会権は、現在も存続しているというべき…」（福岡高裁宮崎支部平成 26 年 10 月 22 日判決 10 頁）と判示されているが、ここで昭和 30 (1955) 年代の入会集団とは小組合を指している。この入会集団が今でも存続しており、団体の代表者は現小組合長である。入会集団の代表者が小組合長でないならば、入会集団の代表はいったい誰なのか、小組合長以外には見当たらない。入会集団の代表＝小組合長と解するのが自然であろう。不実記載の登記を正し、第三者への対抗要件を集団内に留めるためにも小組合長への登記名義の移転登記は必要である。登記には公信力はないが推定力があり、登記上の名義人は一応権利があるものと推定されるからである。なお、タストン社を除く相手方・被上告人に対し（代表者への移転登記手続）請求権があるのは当然である。中尾英俊博士が「入会権は登記とは関係ないといつても、現在入会地盤所有権の登記名義を入会集団にとってふさわしい（地盤の処分変更に応じ得るような）状態に置くことが望まれている。」（『入会権の判例総合解説』信山社 2007 年 174 頁）と指摘する通りである。

結論として、本件訴訟では申立人・上告人が、タストン社に対して、共有持分移転の抹消登記を、さらに登記名義人 4 人に対して、入会集団の代表者すなわち現小組合長への共有持分の移転登記を、タストン社を除く相手方・被上告人に対し小組合長への移転登記の承諾を、請求することが至当であるといえよう。

2021 年 3 月 5 日脱稿

#### 2021 年 5 月 20 日追記：

塗泊浦の原告住民らは、入会権確認訴訟での勝訴判決を受け、タストン社とそれに同調する被告住民らを相手に登記名義の変更を巡って裁判を闘ってきたが、令和 3 (2021) 年 4 月 16 日、最高裁決定で原告らの請求は、上告棄却・上告申し立て不受理となった。よって、20 年の長きに亘る一連の馬毛島入会権訴訟は、これにて終了した。結果として、本件各土地面積の 3 分の 2 はタストン社、3 分の 1 は浦の権利者 4 名の共有名義となつたが、登記名義人は必ずしも真の所有権者ではないのである。本件入会権確認訴訟での原告勝訴の意義が何にもまして大きいものである。

#### 質疑

(佐藤) 牧先生ありがとうございました。20 分程度討論する時間ございます。質問等自由にお願いします。

(古積) 弁護士の方に直接聞いた方が分かりやすいかもしれません、今回のタストン社にされた共有の持ち分の移転登記、その抹消登記手続き請求の根拠を裁判では、弁護士さんは入会権というものの自体と個人に属する主要収益権を分解して、個人の主要収益権を根拠にした上で共有持ち分移転登記の抹消登記手続きができる、という請求の立て方をしていくといった理解でよろしいですか？

(牧) こちらの主張とあちらの主張で齟齬が生まれています。入会権には民法 90 条の対抗要件の問題はないとしており、入会の記述があれば対抗できるということであるが、相手

は名義があるとして不法占有しており、どうしても排除しなければならない。相手方の弁護士・業者は入会の判決など見ていないので、相手の不法占有は登記が前提になっており共有持ち分を盾に裁判を起こしています。

(古積) 今までの最高裁判決では、入会権の対象である土地に関して本来の入会権者ではなく全く権限のない第3者の名義の登記がある場合は、入会権の侵害にあたりその登記は抹消すべきであるという考えだと思います。しかし、登記の抹消を入会権を持つ人々が不実の登記を持つ人物に対して抹消登記を請求する場合、入会権が構成員全員で共同的に行使しなければならない権利であるため構成員全員で請求しなければダメだという考え方をとってきました。今回の請求においてもおそらく全員は原告には入っていないはずで、そこがネックになっている。ところが昭和17年の浅間神社における事案では、入会集団に属する個人でも個人が持つ権限を妨害されている場合は個人の権利を主張する請求は可能であるとしています。しかし、登記の抹消についての請求は入会権の構成員全員でなければならぬという判例であるため、今回の事案においても登記の抹消請求は構成員全員でなければいけないと裁判所に言われる可能性が高いので弁護士もそれを考慮しているのではないか。よって入会権という全員が持つ権利で請求するのではなく、構成員個人が持つ権利を前提に登記の抹消請求ができると裁判で主張しているという考えでいいですか。

(牧) その通りですが、原告の弁護人の主張が一貫していなくて、さらに相手の主張につられてしまい正当なものになっていない。逆に相手方は登記を変えずとも自由に利用できると主張しており、裁判によって登記を変える必要はないと言っています。

(古積) もう一点確認です。事実上入会地をタストン社によって占有されている現状では、構成員個人が持つ入会地を使用する権限は害されていることは明らかだと思います。

妨害されていることや不当な占有に対しての請求は今回の裁判では併せて立てられていますか？

(牧) 立てています。控訴審までは、占有下でも利用はできているという判断であり妨害に至っていないというものです。

(佐藤) 現在の馬毛島で入会権者は、入会権の行使としてどのような活動が行われているのでしょうか？

(牧) 網を干す、潮の干満による係留、馬毛島1号線が業者や防衛相によってゲート封鎖が行われています。

(枚田) 先ほどの平成30年の敗訴に関して、敗訴の理由4番目の「原告の代表者が規約に則って代表者になってないため原告として訴訟を起こすことができない」と記載されていますが、事実関係はどうなっていますか？

(牧) 境泊(あまとまり)小組合の総会は年2回あり、大体30名が出席します。多数決か2/3かは分からないが、小組合長が総会で選ばれる。これと別に入会地の代表者が選ばれることはなく議題にも上がらないです。相手方の主張は、非組合員であり漁業をリタイアした残りの30名からの委任を受けておらず組合長が入会の代表には当たらないというものでした。

(枚田) 事実関係として規約もあり慣習もあるがそれが説明しきれていないからこの結論に至ったという認識でいいですか？

(牧) 私はそう思っています。

(枚田) いつも入会権の話で規約や慣習の存在を明確にしておかないとこういった争いが起きるといつも勉強させてもらっているので、ここの場合も明確な文書や曖昧な部分があったということでしょうか？

(牧) はい。私がここで提案したいのはこの壘泊子組合の年 2 回の総会の時に入会集団の長は子組合の長であると明記すればよいと思うが、これは裁判が終わった後の話になると思います。議事録などに記載すべきことでもあります。

(矢野) 確認したいが、レジュメ 2P の入会権そのものという概念が出てきて、その下に入会権自体という言葉が出てきますが、これは同じものと考えてよろしいですか。

(牧) それぞれの言葉をどう解釈すればよいかは「入会集団権」と認識しています。その上でレジュメを作成しました。中尾先生が言うには、そもそも入会権そのものや入会権自体という言葉はないと。入会集団権、入会団体権はこういう論理で展開しなければおかしくなると生前指導されています。

(矢野) 中尾先生が言われていたのは入会権そのものというのではないとの見解であり、それは承知していますが、判例の理論では入会権そのものという言葉が使われています。レジュメを見る限り、入会権そのものと対処されているのは使用収益権であるように思われます。他の部分を見ると入会権自体は入会集団権と個人権に分けられていますが、両方の概念の内包するものが違うように感じますがいかがでしょうか。

(牧) 使用収益権という言葉は裁判所が使っているだけで持分権とは違うと私は思います。入会権の入会持分権の中に使用・収益・管理・処分という 4 つの権能があり、それが集団権、団体権になると認識しています。しかし裁判所はそうでなく単純に管理処分権と使用収益権を 2 つに分けている。そして使用収益権は個人、管理処分権は団体に帰属するという理屈の下でしているから私自身がこれを是正するのに苦労しているところです。

(矢野) 先ほどの牧先生の報告の中で持分権があるかないかの論争が裁判官との間であったという話がありました。持分権があるというのは中尾先生、牧先生の解釈によるとこれは入会権そのものがあるということに繋がるとの解釈でよろしいですか。

(牧) 持分権の総和が入会権の総体、総和であると。逆になぜ入会権に持分権がないのかということを裁判長に聞きたい。ただ一部有名人の学説から引用しているだけの話ではないかと思っています。ところが中尾先生たちは入会持分権があるというのをどこで分かったかというと、隠岐の島の事件で西郷町に行くと持分権に屋号がついていたと。それで入会には持分があるのだと川島さんの入会権の本で読みました。そのことを今後裁判に出していきたいと思いますが理解されないところです。

## 第2報告

### 入会集団の登記請求権

中央大学法科大学院 教授 古積健三郎

#### 1 はじめに

##### (1) 明治維新前の村落共同体が有した権利

入会権は、明治維新前からの村落集団が共同で有していた土地支配権を明治民法典が基本的にそのまま尊重したものです（263条・294条）。その内容は、江戸時代以来の慣習を基礎とするものであるため、近代的な所有権、すなわち、独立した個人が単独で一つの支配権を有するというものは異なっています。後で詳しく説明しますように、これは、集団構成員が全員で一体的に有する物権ということができるでしょう。

##### (2) 近代的な所有権と登記制度

近代の個人主義を基本とする民法典は、所有権は所有者の意思表示によって自由に譲渡することができるとしましたが（176条）、他方で、第三者の取引の安全のために、所有権の移転の登記をしなければ、このことを当事者以外の第三者に対抗することができないとして（177条）、登記制度を完備しました（不動産登記法）。それゆえ、ある土地について売買契約が結ばれても、なお所有権移転登記がなされていなければ、第三者は、元の所有者にそのまま所有権が帰属するものとして、同じ土地を有効に譲り受けることができるところになるのです。これが二重譲渡と呼ばれる問題です。

##### (3) 入会権と登記制度との断絶

しかし、前述のように、入会権の内容は、近代法制の所有権とは異なり、民法制定前の慣習を基礎としてきたため、法は、この権利を登記制度の枠外におくことにしました。そのため、入会権は、登記がなくてもすべての者に主張しうると解されてきました（大判明治36・6・19 民録9輯759頁、大判大正6・11・28 民録23輯2018頁、大判大正10・11・28 民録27輯2045頁）。しかし、国内の土地については、登記所が管理する登記簿にはその存在を表す表示の登記はされるのが建前になっています。そして、後述のように、登記簿には、その土地がどこに存在するものかを示す表題部と、その上の権利関係を示す権利部があるのですが、その権利部には入会権をそのまま記載することができないため、本来は入会権の対象である土地について、これが反映されない権利部の登記が独り歩きする可能性が生じ、紛争の温床となるのです。

たとえば、入会地についての登記の例としては、①表題部に旧村等の名が記載されるにどまっているケース、②入会集団の全構成員あるいは一部の構成員の共有とされるケース、③旧村のシンボルである神社の名義とされるケース、等があります。

#### 2 不動産登記の概要

##### (1) 表題部

それでは、土地の権利関係を示す登記は具体的にどのようなものとなっているのかを簡単に説明します。

まず、不動産、土地の登記の役割は、いかなる土地にいかなる権利があり、それが誰に帰

属しているのかを公示する点にあります。これを実現するには、まず、登記簿に記載される土地がどこの土地なのかを明らかにしなければなりません。この部分に該当するのが表題部の登記です。ここには土地を識別する地番等が記載されますが、ただ、便宜的にその土地の所有者名も一応記載されることになっています。しかし、この記載は、本来は、その土地の所有権がその者に帰属することを積極的に証するというものではありません。

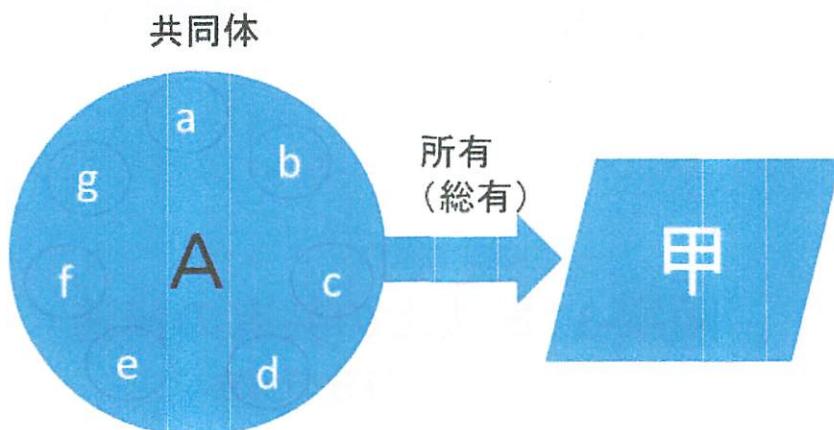
### (2) 権利部

表題部の記載を受けて、その土地の上に誰がいかなる権利を有するのかを示すことを目的とするのが権利部の登記です。この部分が土地の権利関係を明示する役割を負うわけです。権利部は大きくは二つに分かれ、甲区という欄には、その土地の所有権が誰に帰属し、誰に移転したのかを記すことになっており、乙区という欄には、その土地の所有者が他人のために設定した抵当権、地上権といった所有権以外の物権についての記載がされます。

### (3) 入会権の登記の問題

しかし、不動産登記法で想定している所有権は、個人が独立して有する支配権とされています（近代的な所有権）。

図解-1. 入会集団A(実在的総合人)の構造  
個人と団体人格との未分離



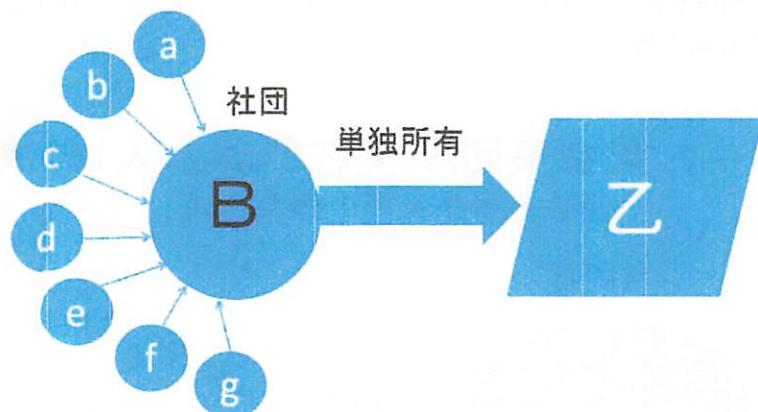
これに対して、伝統的な入会権の内容はこれとは異なり、構成員が結びついて形成されている集団が、全体として一つの所有権を有するというものです（実在的総合人による所有=総有）。もちろん、構成員自身の個性も集団に完全に埋没するものではないため、この場合には各構成員もそれぞれ権利を有することになりますが、この権利構造は近代的な所有権とは異なります。それゆえ、たとえ入会権を有する集団も、単純な所有権の登記をすることができません。他方で、不動産登記法は、このような総有という特殊な形態の所有権の登記を認めていません。その結果、先に挙げたような便宜的な登記がされてしまうことにな

るわけです。

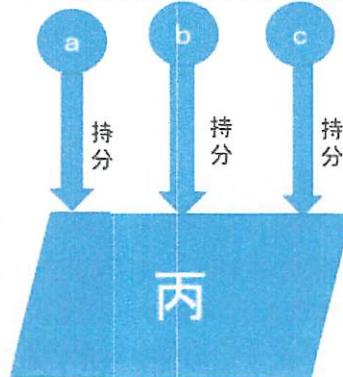
ちなみに、この総有とは、集団・団体が土地を所有するという点では、いわゆる社団法人の所有に類似し、他方では、多数人が同じ土地を所有するという点では、民法の共有に類似します。しかし、以下のように、総有はこれらとは異なるものなのです。

すなわち、伝統的な入会集団の所有形態は、図にありますように、団体を構成する全構成員による共同の所有であり、各構成員にも土地に対する権利はありますが、その独立性は制限されます。これが総有と呼ばれる所有形態です（図解-1）。これに対して、近代的な社団の所有形態は、構成員から切り離された団体自体による単独所有であり、構成員には土地に対する直接の権利はありません（図解-2）。ただ、法人格が認められていない「権利能力なき社団」は、団体自体が所有権を有するということには抵抗があるため、判例などは入会権

## 図解-2. 近代的な社団Bの構造 個人と団体人格との分離



## 図解-3. 民法上の共有の構造 人格および持分の独立



と同じようにその所有形態を総有だと説明しているのですが、現実には、団体自体が単独で所有していることと変わらない取扱いをしているのです。そして、民法典が認めている共有とは、各個人が独立した持分権・所有権を有するだけで、それぞれについての結びつきはなく、各共有者の権利は独立したものだと考えられるものです（図解・3）。それゆえにこそ、その独立性を保護するために、民法典は各共有者に共有物の分割請求権を保証しているのです。（民法 256 条 1 項）。

### 3 登記の法律上の意味

#### （1）登記受理における形式審査主義

さて、ここで、不動産登記の持つ法律上の意味をもう少し詳しく説明したいと思います。前述のように、登記は物権変動の「対抗要件」とされていますが、不動産登記法では、物権変動の当事者の登記申請を受理するにあたって、登記官は、申請されている物権変動があつたか否かを単に書面等によって形式的に審査し、これによって物権変動があつたと認定すれば、その通りの登記がされることになっています。

#### （2）不実登記の可能性と公信力の欠如

しかし、このような形式的な審査では、現実には所有権の移転がなくても、あたかもそれがあつたかのような文書を整えて提出すれば、所有権移転がないにもかかわらず、真実に反する登記がされてしまう危険性があるわけです。もちろん、仮にそのような事態が生じても、所有権は移転することにはなりません。したがって、所有権は本来の権利者にとどまり、登記名義人は無権利者にすぎません。ところが、この登記を信じて無権利者から所有権を譲り受けようとする者が現れた場合、その取引の安全のためには、所有権の取得を認めるべきかが問われます。これが、登記に公信力を付与すべきか、という問題です。しかし、日本の民法はそのようなことは認めていません。おそらく、登記自体が形式的な審査のみでされてしまうので、不実の登記を信頼した第三者が現れれば本来の所有者がその権利を失うことになると、その利益が著しく害されることを懸念したためと思われます。

### 4 登記請求権の問題

#### （1）不実登記の抹消登記手続請求

次に、不実の登記がされてしまっている場合などに、本来の権利関係を反映した登記を実現する方法についてお話ししたいと思います。前述の例のように、不実の登記がある場合には、あたかも無権利者が所有者であるかのような外形があり、これは所有者の地位を侵害することになります。そこで、このような場合には、本来の所有者は、不実登記の名義人に対してその抹消登記手続をするように請求する権利があると考えられています。これを登記請求権といいます。

#### （2）売買における買主の移転登記手続請求

また、不動産の売買があったときには、現実に所有権が移転することになりますが、その登記をしないとこれを第三者に対抗しえない以上、所有権の移転の義務を負う売主は、買主

に対して所有権移転登記手続をする義務を負うと解されています。つまり、ここでも登記請求権が認められます。

以上のように、正当な権利者は自己の権利に見合った登記手続を請求することができるようになっているわけです。

## 5 入会権に基づく登記請求権

### (1) 入会権に基づく登記請求権の存在

それでは、入会権の対象である土地について、不実の登記がされている場合の問題を考えみたいと思います。前述のように、登記は物権変動の対抗要件にすぎず、登記名義人が常に所有者であるとは限りません。それゆえ、入会権の対象である土地について無権利者の名義の登記があつても、その名義人が所有者になるわけではありません。そこで、かかる不実登記が存在する場合に、権利者である入会集団には登記についていかなる権利が認められるのかが問われるわけです。

確かに、現行法の登記制度では入会権そのものを示す登記は認められません。しかし、このことと、入会権を有する集団が、入会地に関して権利を持たない者の名義の登記がされている場合に、これを是正するように請求する権利を有するかは、区別されなければなりません。所有者が、不実登記の抹消登記手続請求権を有するならば、同じことは入会権にも当てはまるはずです。現に、最高裁判所の判例も、抽象論としてはこのことを認めています（最判昭和 57・7・1 民集 36 卷 6 号 891 頁参照）。

### (2) 登記請求権の行使において解決すべき問題

ただし、裁判において上記の登記請求権を行使するためには、入会権が構成員全員に帰属する権利であるという点から、構成員全員でその行使がされなければならないというのが従来の判例です（最判昭和 41・11・25 民集 20 卷 9 号 1921 頁、最判昭和 57・7・1 民集 36 卷 6 号 891 頁参照）。この立場による場合、裁判に加わろうとしない構成員が一人でもいますと、事実上、登記請求権は実現されることになりかねません。牧先生のご報告でとりあげている馬毛島訴訟では、まさにこの点が問題となったわけです。

しかし、入会集団が実在的総合人・総有という形態をとるものであるならば、その基礎となる土地上の権利が危ぶまれる状況においては、各自がこれを保全すべく登記請求権を行使すべき地位にあるといえるでしょう。とするならば、仮に裁判に加わろうとしない構成員がいる場合には、それは構成員相互間の義務に抵触すると捉えることができ、残りの構成員は義務に抵触した構成員の地位に代わって裁判で登記請求権を行使しうると見るべきではないでしょうか。このように、裁判で本来は原告になるべき権利者に代わって自らが原告となることを訴訟担当といいますが、入会権をめぐる対外的訴訟では、構成員相互間の義務関係を考慮し、この訴訟担当が認められるべきと私は考えているのです。

このように解する場合には、少なくとも、不実登記の抹消登記手続請求の訴えは、一部の構成員によって提起することが十分に可能です。

### (3) 集団の義務に抵触する処分行為をした者の登記名義

馬毛島訴訟では、入会地の処分は全員の同意なしには許されないという慣習規範に違反してこれを処分した者が、もともと入会地に関する登記名義人になっていました。この登記は、入会集団の構成員であり、権利者の一人であるという観点から、残りの構成員の委託を受けてされていたのでしょうか。すでに述べましたように、今の法制では、入会権 자체の登記が認められていないために、このような便宜的な登記がされていたわけです。しかし、集団の規範に違反した者は、たとえ入会集団の構成員といえども、入会権を保全する義務を誠実に履行するとは考えられず、かかる登記名義をそのまま存置すること自体が疑問となるでしょう。

そのため、馬毛島訴訟の裁判では、処分の相手方に対する抹消登記手続請求のみならず、入会権の保全に取り組む構成員の名義とする移転登記手続請求もしているものと思われます。ただ、正直なところ、この請求はおそらく、集団構成員全員の合意をもってかかる構成員の名義にするという決定がなされた場合でないと、おそらく裁判所によつては認容されないと思われます。なぜなら、もともと、入会権は構成員全員が有する権利であり、一部の構成員の名義とする登記はこれに必ずしも相応したものではないからです。それでもこれが許されるのは、権利者である全構成員による名義への委託がなされているからなのです。したがつて、構成員の委託、たとえば代表者名義の登記への同意がなければ、代表者名義への移転登記手続請求は認めがたいのです。

#### (4) 入会権に相応した登記とは

そこで、最終的に問われるべき点は、入会権に最も近接する登記内容はそもそも何かを確定することでしょう。確かに、入会権そのものを登記簿の権利部に記載することはできません。しかし、入会権が構成員全員に帰属する権利であり、かつ、各構成員は基本的に平等の権利を有するのであるならば、それに最も相応する現行法上の権利の登記は構成員全員の共有の登記というべきではないでしょうか。

一部の構成員名義の登記は、あくまで全構成員の委託に基づくものである以上、慣習規範に違反した構成員は、登記についての受託者たる地位を失っているといえるでしょう。すると、この者の名義の登記自体が入会権を侵害する不実登記であり、構成員全員は、全員の共有の登記に是正するように名義人に対して請求することができるというべきではないでしょうか。そして、このような登記請求が入会権の保全に必要なものであるならば、その請求の訴えに加わろうとしない構成員がいる場合でも、残余の構成員は、前述の論理をもつて（訴訟担当）、全構成員の有する登記請求権を裁判で行使することとなりましょう。

## 6 おわりに

近時では、従前の入会集団の構成員の人的結び付きが後退しており、集団の性質、権利の構造も、かつての実在的総合人、総有といったものから、近代的な団体の性質に近づいてきているケースもあるように見受けられます。そのような場合には、入会集団を近代的な法人に再編成して、その所有地も団体の単独所有に一元化し、法人の単独所有登記をすることも考えられるでしょう。

しかし、なお従前の団体の性質が維持されている場合には、これを近代的な法人に再編成することは困難でしょう。それゆえ、現行法のように入会権 자체を登記制度の枠外におくことが紛争の原因になる以上、最終的には、入会権の内容を反映した登記を可能とする法改正も視野に入れるべきではないかと考えています。その具体的な内容としては、構成員全員の名を記載した「入会共有」（共有の性質を有する入会権の場合）あるいは「入会準共有」（共有の性質を有しない入会権の場合）という登記が適当ではないかと考えています。

入会集団の所有形態に類似する民法上の組合の財産帰属に関して、近時、ドイツでは、組合員全員の名を連ねた組合名義の登記を認める法改正がされています。これなども、日本の今後の法改正に際しては参考になるものと思われます。

## 質 疑

(佐藤) 古積先生ありがとうございます。入会権とは何か、というところまで議論が広がるような、そして今の問題、例えば馬毛島もそうですけど、官崎あたりでは違法伐採なんかも起こっているように、そういう現状の中で非常に重要な問題提起だと思います。異論反論も含めて、ぜひ参加者の皆さんから質問あるいはご意見をお願いします。

入会権の捉え方はかなり牧先生や矢野先生と違うのではないかと感じたのですけどいかがでしょうか。

(泉) 元愛媛大学の泉です。入会権問題は素人でございます。今日、二つの報告はまったく密接に連携していたと思います。それで私自身は今日初めて聞かせていただきました馬毛島の件が一応平成27年に訴えた方の勝訴で結局最高裁判所が終わったということで、そこからどういう戦略をとるのかというところがいくつかあったのではないかという風に、私自身は聞かせていただきながら思ったところです。

それはですね、このような形で勝訴した住民の方々が共有持分移転登記抹消登記手続きということを訴えていくという、裁判所に、それでこれが今最終段階にかかってきているということのようですが、やはり登記自身が不実登記だったということからするとこの最高裁判決は結局所有権移転自身は認めない、認めていないということについて登記されてしまっている。しかもその登記されたものがさらに防衛省に転売されていると、いうことを考えたときに、私、ちょっと何かほかの手がないかと思って今急遽不動産登記法をちょっと初めて見てみました。そしたら67条くらいで、要するに登記に誤りがあった場合は登記官自身が是正手続きをするという、だから登記官が登記してしまったことが間違いだったということを最高裁が裏付けているわけですので、登記官に過誤であったという形でその点をやっていくというようなことや、最高裁で勝ったということで例えば行政指導みたいな形がかけられます。

その登記官に対する申し立て、それから警察に対する訴えとかですね、行政にその旨最高裁で勝ったということをもとにしてもそういうところの使用を差し止めるというような様々なこのやり方があったのではないかという。それでどうも今回選択してらっしゃるのは、先ほどの古積先生がおっしゃいましたように、やっぱりこちら側が全員で一致していれば勝てるけれども、こちらはすでに半分に割れている。3分の2の人はお金もらっちゃってという入会集団の方が2対1に分かれているところで1の部分の方々の戦いということに

なったときに、この入会集団が割れているということがやっぱり突かれてしまって、ここをカバーするのにさっきの1人でも大丈夫なのかどうなのかとか非常に難しい問題のどこに入ってしまふような、印象を受けた次第です。最高裁勝訴ということを受けて、それをいかに活用して本来の目的に達していくのか、あるいは防衛省を訴えるとか、そういう不実登記されたものを知つながら、最高裁が判決を出しているのにもかかわらず防衛省が買い取つたと、いうようなことは一体何たることであるか。私ちょっとそういう意味でその裁判闘争の登記だけではたしていいのか、せっかく最高裁勝訴を勝ち取つたことからするともう少し活路はないのでしょうかということをお二人の先生に伺ひしてみたいと思います。

(佐藤) ありがとうございます。古積先生、牧先生から回答をお願いします。

(牧) 泉先生の質問にちょっとお答えします。現在、馬毛島でも葉山港一帯、約2万2千m<sup>2</sup>ですが、これはまだ防衛省はまだ乗り出してないです。まだ業者、タストン・エアポートと塙泊浦の関係にあります。ここまで買つてないないです。ですから、馬毛島全部を買つるということは最後にはなるでしょうけども、今はまだこの表玄関の葉山港一帯はまだ防衛省の物にはなつてなくて、名義がタストン社と塙泊浦の戦いになっておりますから、そこまでいってないです。いずれは一本釣りで来るのではないかと思います。

反対派の漁師に一人一人札びらを見せびらかしてくるのではないかと懸念しております。これは行政に求めるということですけど、もう政府は結局開発推進のほうの立場です。

鹿児島県と西之表市はまだはつきりしないんですけども、西之表市は反対の表明をおこしておりますから。まあ行政に求めるということも無理だと思います。それから、古積先生に後で確認したいんですけども、これは登記というのは登記官が過誤ではなくて形式主義に基づいて適正に処理したと、だから登記官に過誤を求めるることはできないと、私は思います。それから不実登記をどうのこうので防衛省に対して云々ということは将来でてくるでしょうけど、今のところはないということです。以上です。

(佐藤) ありがとうございます。古積先生からお願いします。

(古積) 不動産登記法の67条にご言及されていたのですが、おそらくこの錯誤または遺漏というのはさきほど牧先生がおっしゃられていた通り普通に内容的にはこうだつて風に当事者が申請した権利変動なりの申請があつたら、それを受けた登記官としては適切にこういった内容で登記後に記さなければいけないところを、一部、誤解なりなんなりがあつて、不適切な部分があつた場合を基本的には想定した条文だと思われるのですね。そういう意味での錯誤とか遺漏というのが、今回問題になっている共有持ち分の移転手続きだとか、そういうものに存在していたかというと、ちょっとそれは難しいのではないか。そもそも入会権というものが、最初の話に戻るのですが、それそのものを登記に反映させることができないですよね。既に存在する登記が多分もともとの集団構成員の四名の方でしたか、その名義になつて、それから始まっているので、その四名が処分して共有持ち分を移転したというそういう取引があつたこと自体は、これはその限りでは事実としてあつたわけなので、これを受け付けた登記官に何かそのこと自体に問題があつたかというとそうではない事案ですよね。基本的に本来の権利関係に合致する登記じゃない場合にそれを是正するにはどうすればいいかというと結局、利害関係を持っている当事者が任意で抹消してくれというふうに申請すればそれは受け付けられるのですけれど、それをやらな

い場合は、利害関係人に対して登記を戻してもらいたい側のほうが裁判を起こして勝訴判決を得ないことには、登記申請ができないです。抹消登記手続きは。

なので、登記の是正に関する救済の手段としてはやっぱりとりあえずはこの方法しかなかったっていうのが現状なんじゃないかという風に私は思っているのですよね。

ただ私の考え方方が独特な考え方なので、もちろんそれはさきほど佐藤先生もおっしゃられているように牧先生だとか矢野先生とも多分違っていると思います。一般の裁判所が考えている考え方でもありません、私の考え方は。ただ、少なくとも裁判所のこれまで言ってきた判決内容の弱点を突くというのであれば、どうも入会権という場合の共同所有というのと普通の共有の場合との差っていうやつを十分認識したうえで判断を出しているわけではないと思うのですよね。全員がそろわないと訴えを提起出来ないと言う考えは確かにそうなのですが、どうも裁判所っていうのは参加したくない人間には参加しない自由が積極的にあるのだという、そういう理解をとっているような気がするのです。しかし、それが本来の入会の法律関係にそういうものかと言われたら、私は違うと思うのです。共有の場合でしたらそれはその通りだと思うのですけれど、そのこと自体が実はおかしいのではないかという風に個人的には思っているのです。そういう特殊事情があるのであれば、さっき言いましたように表に出てくる構成員はある程度限定されてもいいのですが、背後にほかに構成員はこういう人たちがいますよ、ということを表に出したうえで、その人たちの分に関しては私が代わりに訴えをするという訴えの提起の方法というものを認めてもいいのではないかと。実は民事訴訟法を専門にやっている学者連中の中にはそういう方法をとってもおかしくないってことを言う人も少なくないですよね。ただ彼らが入会権のことを本当にわかったうえで言っているかっていうとそれは疑問です。しかし、私は入会権の特質からすれば、民事訴訟方法の学者が訴えの提起の仕方というのを、これは認められてしかるべきなのではないと個人的には思ってはいるのです。

ただ今回の弁護士さんが戦略としてやられたことが結局今まで最高裁判所が認めていた形式的な批判といいましょうか、命題みたいなものをなんとなく入会の方に無理に拡張して認めてもらえないかみたいな、そういう基礎付けもやってないので、それを最高裁判所が認めるかというと、私はどうなのかなって、そういう疑惑は実は私は持っているのですよね。結論は認めてしまってしかるべきではないかと思うのですけども。

(泉) お二人の先生方ありがとうございました。それぞれお話は分かる気がいたします。ただ私が申し上げたかったことは27年の最高裁での勝訴ということ、それで入会権がちゃんと存在することが確認されたということ、これはもともと三分の二論でやったっていうこと自身がアホな話であって、それは最高裁まで行ったら勝つのは当然の事だろうとは思うのですけども、その勝訴したことの果実の取り方を、単線ではなくて複線、複々線で活用するということがありえたのではないか、それで今やっておられる路線は極めてまともな、一番正統的な路線であり、その中の一部には、お話を伺っていると門前払いではなかつたという、入会集団の一部のものの訴えであっても訴訟をできますということは認めさせていい。そのときに相手側住民を訴訟の相手に入れろというこういう判断とかですね、そういうところまで取り付けてらっしゃるのはすごいと思うのですけども、私は最高裁判決というのを日本において最も高い価値を持つものであって、それを先ほどのように例えればですけどもそういったところで拡大しながらでも最高裁判決が出たことにおいて「お前は間違

っていた」ということで迫っていくということはけっして絶対できない話ではないのではないか、その他にも最高裁判決の利活用の仕方はあるのではないか、ということでこのいま牧先生が追及してらっしゃる路線はやっぱりこれ最後大丈夫だろうかという印象はちょっと持つということですね。素人がどうもえらいことを申し上げました。失礼しました。

## 第3報告

### 平成29年7月九州北部豪雨が与えた生産森林組合事業への影響<sup>1</sup>

#### —福岡県朝倉市志波生産森林組合を事例—

藤原敬大（九州大学大学院農学研究院）

原田佳生（九州大学大学院生物資源環境科学府）

尾分達也（兵庫県立大学地域創造機構）

#### 1. 志波生産森林組合の概要と設立経緯

志波生産森林組合は1952年（昭和27）12月22日に設立登記された日本で最古の生産森林組合であり、今日ある全国の多くの生産森林組合の定款は志波方式を基本にして作られたとされる（池田2007）。志波生産森林組合の2010年度（平成22）第59回業務報告書（元データは市の台帳・朝倉森林組合の森林簿）によると、所有面積は76.4ha（内訳：山林73ha、その他2.4ha）であり、樹種別ではヒノキ林55.3ha、スギ林16.2haであった。

池田（2007）によると、志波生産森林組合の設立の経緯は以下のとおりである。かつて農業経営では馬が重要な役割を果たしており、牛馬の飼料源および厩肥源としての秣場50町歩が志和地区内に散在していた。しかし、その一部が明治初期の官民有区分で官有林へ編入された。1908年（明治41年）に当時の村長であった権藤七作が奥の丸・官有林の払い下げを受け、学校教育の基本財産林とし、同財産林の伐採による収入は志波小学校の統合や新築にも充当された。その後、化学肥料が普及すると草場の必要性が乏しくなり、スギやヒノキが植えられるようになる。1940年（昭和15年）には皇紀2600年記念事業の一環として村有林12町歩が県行造林に提供された。しかし戦時中にかなり伐採され、その伐採跡地は芋畑として食料補給の役割を果たした。その一方で伐採を逃れたスギ・ヒノキは順調に生育し、志波村の財源として大きな役割を果たすようになる。1951年（昭和26年）に町村合併の議が持ち上がった際、合併町に持ち込む以外の不動産は各町村に留め置くことになり、志波村では残存財産である山林を生産森林組合へ現物出資することになった。

以上の過程を経て、1952年（昭和27）12月に志波生産森林組合は日本で第1号の生産森林組合として設立された。

#### 2. 本報告の目的

2017年（平成29）7月5日から6日にかけて平成29年7月九州北部豪雨が発生した。2日間の総降水量は多い所で500ミリを超える、7月の月降水量平年値を上回る記録的な大雨は、福岡県と大分県の両県で、死者37名、行方不明者4名の人的被害の他、家屋の全半壊

<sup>1</sup> 2020年12月21日の村落環境研究会では、志波生産森林組合管轄内の集落の一つである平榎集落で「平成29年7月九州北部豪雨」後に実施されている景観づくりの復興活動についても報告を行った。しかし、復興活動に関しては別稿で報告予定のため、本稿では生産森林組合に関する部分を取りまとめた。

や床下浸水、水道や電気等のライフライン、道路や鉄道等の社会インフラ、基幹産業である農林業に甚大な被害をもたらした（内閣府（防災担当）普及啓発・連携参事官室 2017）。また 300 件を超える土砂災害（土石流等、地すべり、がけ崩れ）が起き、一連の豪雨によって発生した流木量は約 21 万  $m^3$ （約 17 トン）と推定され、過去最大級の流木災害となった（国土交通省砂防部 2017）。

一方で、2017 年「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」以前にも 1991 年および 2004 年の台風によって志波生産森林組合は大きな被害を受けている。池田（2007）によると、1991 年（平成 3）9 月に台風 17 号、19 号が連続して襲来し、特に 19 号は全国規模で大きな被害をもたらした。志波生産森林組合でも風倒木を中心に 6 団地（11.9ha）にまたがって被害が発生し、実損被害面積は 1.4ha、被害額は 2,438 千円に上った。風倒木の整理や跡地の植林は 1994 年度（平成 6 年度）になってようやく完了している。また 2004 年（平成 16 年）には 8 月から 10 月にかけて 7 個の台風が襲来し、特に第 18 号（9 月 7 日）は奥の丸 3ha および堂所 6ha において倒木などの甚大な被害をもたらし（内 2ha と 1ha の計 3ha が激甚災害指定）、実損被害面積は 1.1ha、被害額は 3,975 千円（倒木整理費 2,959 千円、跡地造林費 1,016 千円）に達した。その後、国・県から 3,315 千円（倒木整理 2,468 千円、造林 847 千円）の補助が行われ、残りを町が助成する形で風倒木の整理や跡地の植林が実施された。

以上の池田（2007）の報告も踏まえ、本報告は平成 29 年 7 月九州北部豪雨が与えた生産森林組合事業への影響を分析し、過去の自然災害との類似点や相違点、並びに志波生産森林組合が抱える課題について考察する。

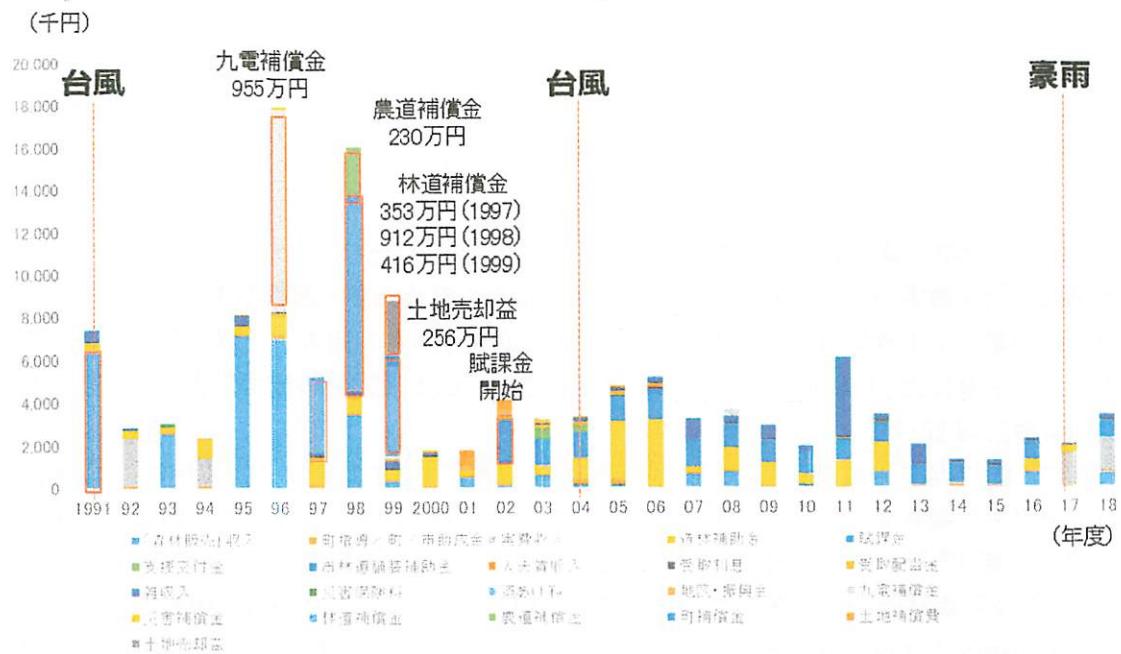
### 3. 研究の方法

志波生産森林組合で業務報告書を収集し、1991 年度（平成 3 年度）第 40 回から 2018 年度（平成 30 年度）第 67 回までの 28 年分を分析した。分析した項目は、（1）事業報告書、（2）事業報告（月日と活動内容）、（3）財産目録、（4）貸借対照表、（5）損益計算書、（6）欠損処理案、（7）事業計画（案）、（8）予算（案）である。

### 4. 結果

#### （1）収入の推移

各年度の損益計算書によると、1991 年から 2018 年の間の平均収入は 456 万円であった。しかし、2011 年から 2018 年の平均収益は 267 万円へと減少している。収益が大きかった 1996 年は九州電力からの線下補償金が約 955 万円、1998 年は林道補償金が約 912 万円計上されていた。また 2002 年から賦課金の徴収が開始されている。自然災害（1991 年（平成 3）台風、2004 年（平成 16）の台風、2017 年「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」の前後で収益の大きな変化は見られなかった（図 1）。



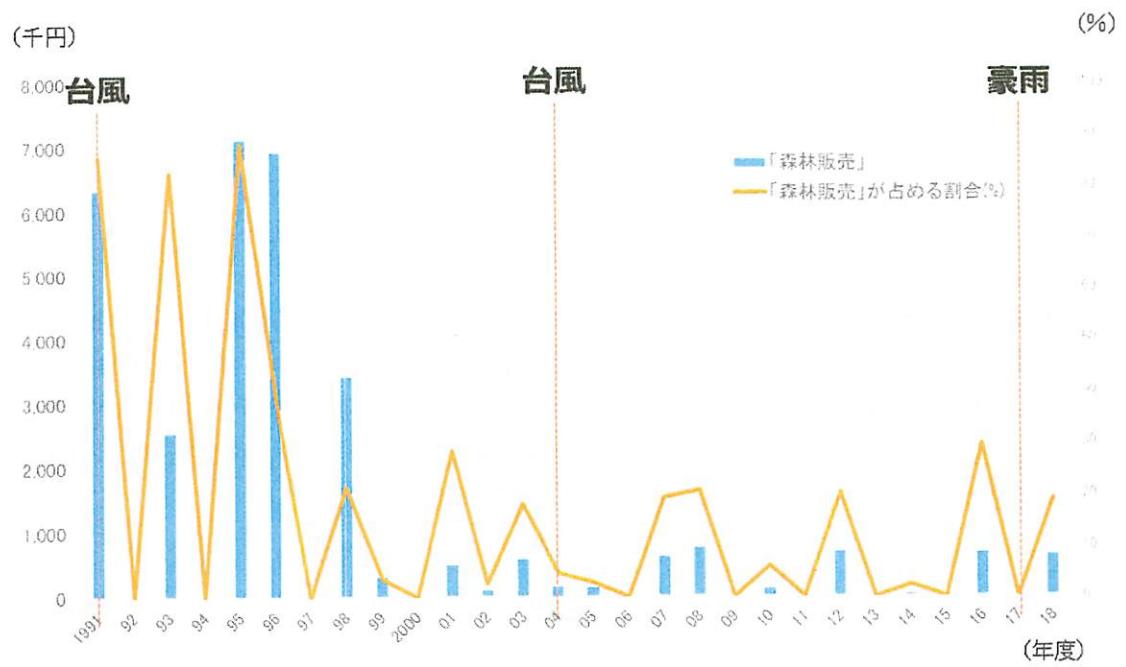
資料：志波生産森林組合業務報告書（各年度）から作成

図1：収入全体および内訳の推移

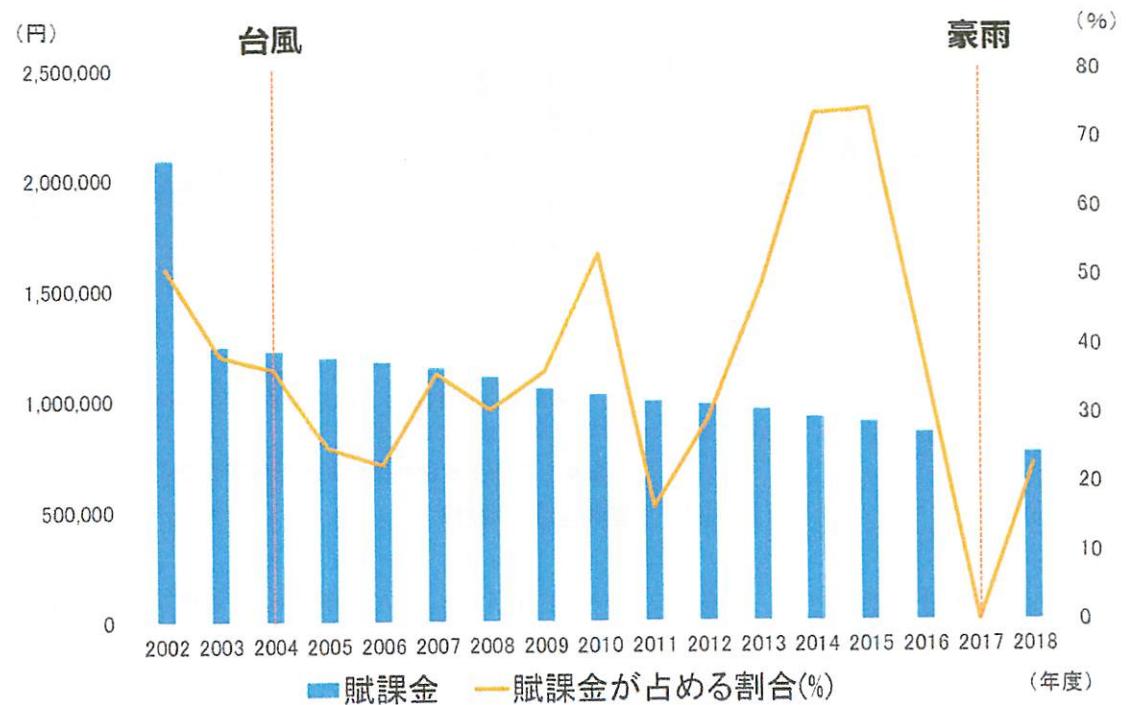
次に木材販売<sup>2</sup>について見てみると、1991年から2018年にかけて平均して毎年約113万円の販売があり、「森林販売」の収入は総収入の18%を占めていた。1991年から2000年の間の平均販売額は約266万円であり、総収入の32%を占めていたが、2011年から2018年の間の平均販売額は約25万円へ減少し、総収入に占める割合も9%へと低下している。自然災害（1991年台風、2004年台風、2017年「平成29年7月九州北部豪雨」の前後で森林販売に特定の傾向は見られなかった（図2）。

2002年以降、九州北部豪雨が発生した2017年を除き、組合員一人当たり3,000円の賦課金が徴収されている。2002年から2018年にかけて平均して約110万円の賦課金の収入があり、総収益の39%を占めていた。また2014年と2015年は賦課金が総収入に占める割合は74%に達していた（図3）。

<sup>2</sup> 生産森林組合の業務報告書では「森林販売」と記載されているため、そのまま用いるが、いわゆる木材販売のことである。以下、「森林販売」と記載する



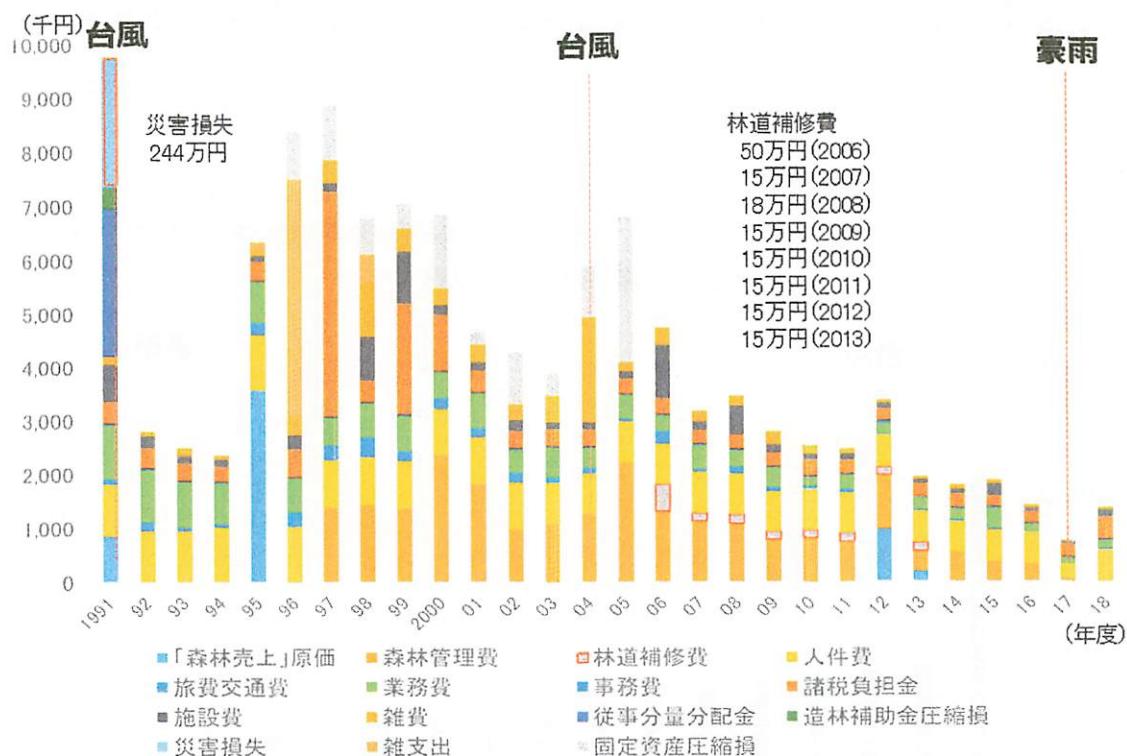
資料：志波生産森林組合業務報告書（各年度）から作成  
図2：「森林販売」の推移

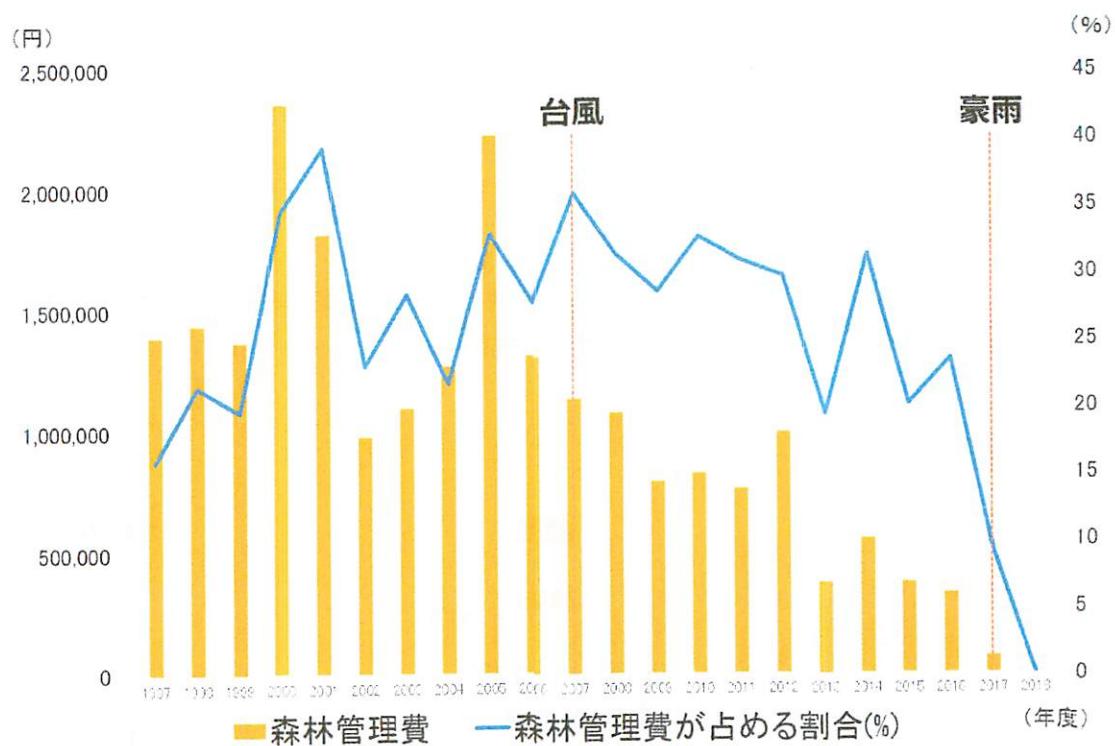


資料：志波生産森林組合業務報告書（各年度）から作成  
図3：賦課金の推移

## (2) 費用全体の推移

各年度の損益計算書によると、1991年から2018年の間の平均費用は424万円であった。1991年（平成3年）台風の際は災害損失として約244万円が計上されていたが、2004年（平成16年）台風、2017年（平成29年）7月九州北部豪雨では災害損失は計上されていなかった（図4）。2006年に林道補修費として約50万円が計上されていたが、林道補修と2004年台風との関連について業務報告書の分析からは特定できなかった。





資料：志波生産森林組合業務報告書（各年度）から作成

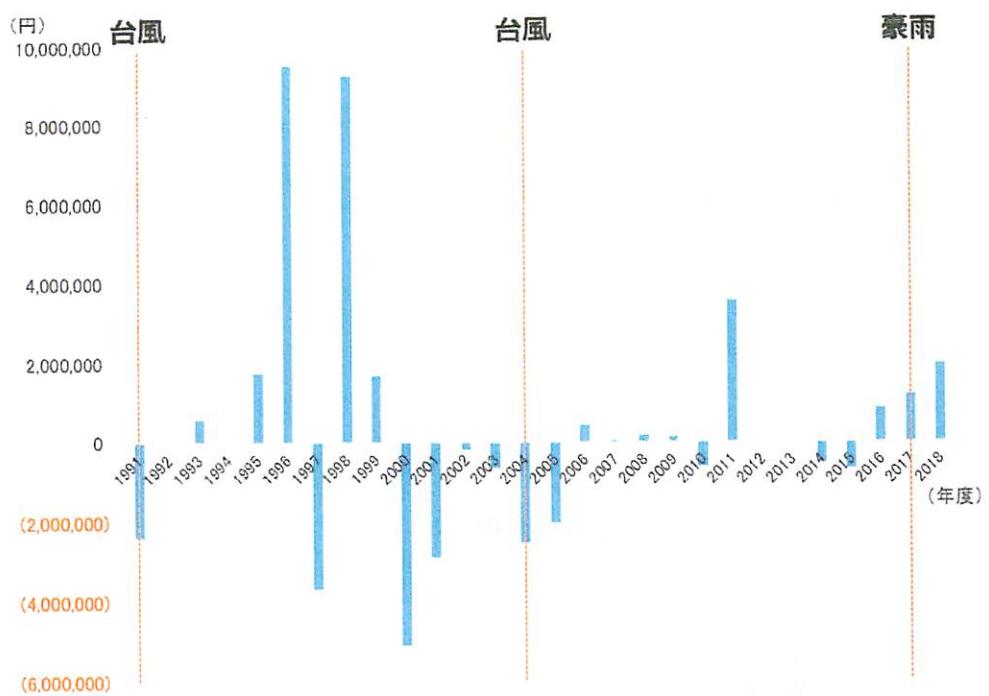
図 5：森林管理費の推移

### (3) 損益の推移

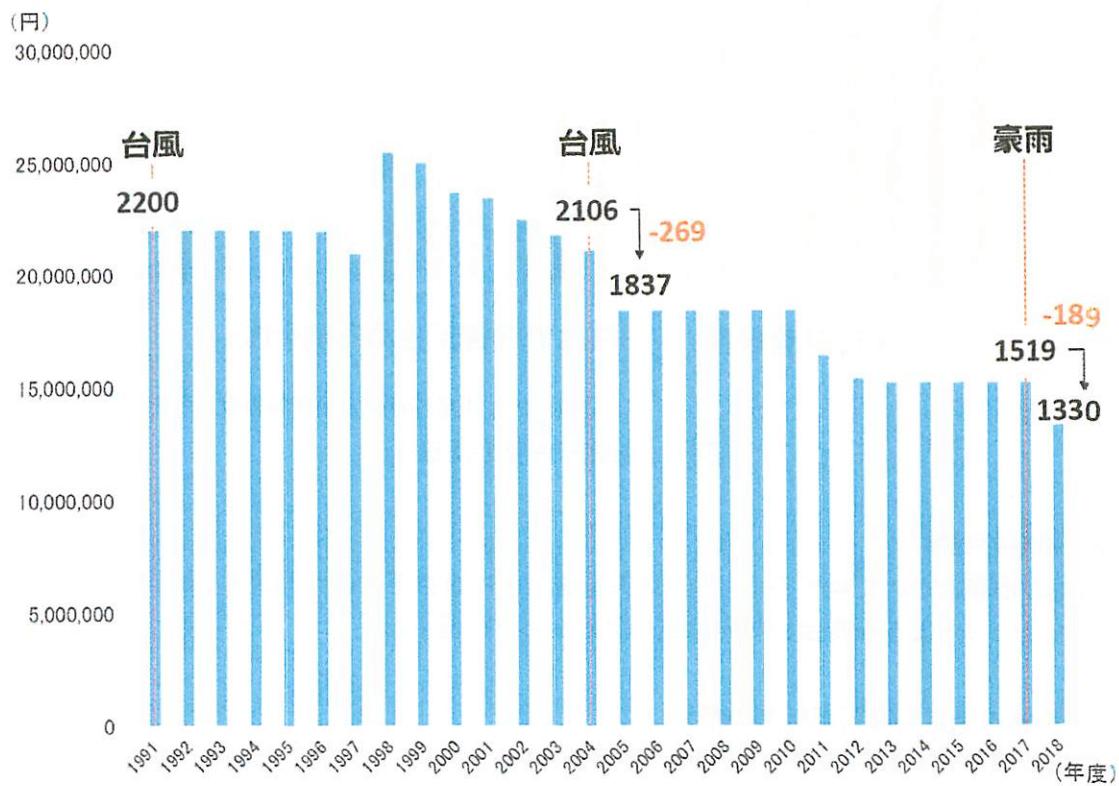
損益の推移について見てみると、自然災害発生後に収益が大きく減少し、損失が大きく増加するといったような特定の傾向は見られなかった（図 6）。

### (4) 森林の固定資産税評価額の推移

貸借対照表から森林の固定資産税評価額の推移について見てみると、前年度と比較して2004年台風の時は約269万円、2017年「平成29年7月九州北部豪雨」の時は約189万円低下していた。また1991年から2018年の27年間で約870万円低下していた（図7）。



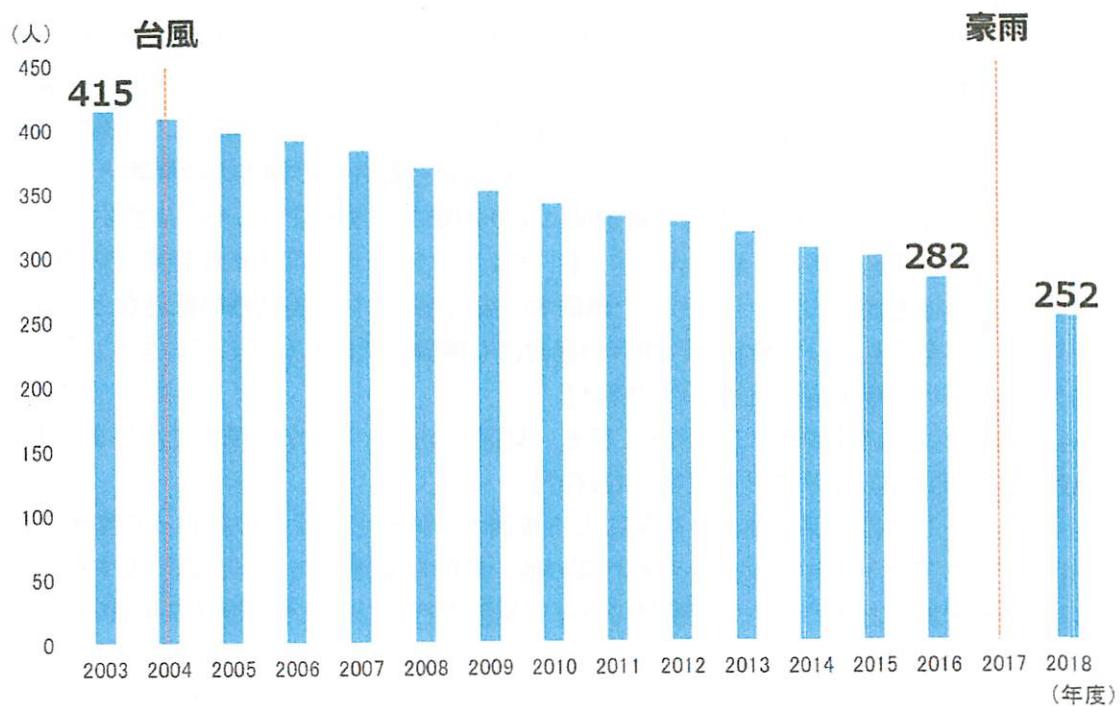
資料：志波生産森林組合業務報告書（各年度）から作成  
図 6：損益の推移



資料：志波生産森林組合業務報告書（各年度）から作成  
図 7：森林の固定資産税評価額の推移

## (5) 組合員数の推移

業務報告書に組合員数は記載されていないが、損益計算書の賦課金の額から組合員数を推計した（2017年度（平成29年度）は賦課金が徴収されていなかったため組合員数を推定できなかった）（図8）。その結果、2003年の時点で415名の組合員がいたが2018年には252名へと減少しており、15年間で163名減少していた。また2017年（平成29年）7月九州北部豪雨の前後を比較してみると、2016年に282名いた組合員は豪雨災害後の2018年には252名へと減少していた。2010年以降の組合員の減少数は毎年10名程度であったことを鑑みると、豪雨災害が組合員数の減少に影響を与えた可能性がある。



資料：志波生産森林組合業務報告書（各年度）から作成  
図8：組合員数の推移（賦課金からの推計）

## (6) 災害後の事業報告書・事業計画の比較

各年度の事業報告書・事業計画を分析したところ、1991年台風、2004年台風、2017年「平成29年7月九州北部豪雨」に関して以下の記述があった。また1991年および2004年台風と比較したところ、2017年の豪雨災害に関する記述の分量は著しく少ないことが明らかになった。

### (ア) 1991年（平成3年）台風

- 本年度は特に9月中旬から下旬にかけて日本列島を次々と襲った台風によって各地に大きな被害が出ました。特に19号台風による森林災害は北は青森県から南は鹿児島県までまさに全国的な規模で発生しています。福岡県でも被害総額は約336億と云われております。御多分にもれず我が生産森林組合も大被害を受けましたが、組合員各位のご協力と国、県、町、県森連の御指導御協力により本来の森林に戻して行きたいと思っております。【平成3年（1991年）度事業報告書（抜粋）】

- 3年度に襲来した予想外の17号、19号の大型台風は、広範囲に亘り甚大な山林被害をもたらし、その二次災害防止対策などが重大な問題となってまいりました。当組合の森林も、予想以上の倒木、折損被害が発生し、残存木にかなりの傷みが見受けられる状態にあります。その復旧、回復については、頭を抱える困難な状況ながら、今年度の大きな負担として、集中的に作業を進めなければなりません。そのことは、今年以降の組合の経営、運営方針にも大きく影響を及ぼすことは必至と考えられます。具体的な個々の対策については、平常業務と共に理事会で設定して逐次実施してまいりますが、組合員各位の御理解と御協力を特にお願い致します。【平成4年（1992年）度事業計画（案）（抜粋）】
  - 平成4年度は一昨年の台風による未曾有の森林被害の影響等により木材価格は低水準に推移し林業経営にとっては非常に厳しい状況が続き一日も早く正常価格に戻る事を願う年でありました。風倒木の整理並びに後地植林の為、県、町、助成により作業路又は林道の一部舗装を行って参りましたが、これも組合員各位の御協力の賜物と思います。今後は県、町、県森連の御指導御援助により困難な時期を乗り切る事が志波生産森林組合としての任務であると思われます。【平成4年（1992年）度事業報告書（抜粋）】
  - 台風被害の後遺症は依然として残り、風倒木の後処理、木材市場価格の低迷など、明るい見通しが全く見えない現状は、組合の経営にも困難な状況を及ぼしています。【平成5年（1993年）度事業計画（案）（抜粋）】
  - 台風被害の後遺症は依然として残り、明るい見通しが全く見えない現状であります【平成6年（1994年）度事業計画（案）（抜粋）】
  - 主な事業としては、保安林改良事業による風倒木の処理と根伐りの終わった堂所の桧林の枝打ち又ケヤ木林の改良と手入れ其の他一般的な管理であろうと思いますが本年は役員改選期でありますので新役員の方々で業務遂行となります。【平成7年（1995年）度事業計画（案）（抜粋）】
  - 前年は保安林改良で約1.5ha程事業がなされ本年度も0.3ha程予定されて居ましたが、災害面積は莫大な広さで、保安林改良の期限切を考える時猶予は出来ないと陳情致たし、今年も3.2ha程認めて戴き事業着手致しました。【平成7年（1995年）度事業報告書（抜粋）】
- (イ) 平成16年（2004年）台風
- 平成16年は台風災害と地震災害の年となりました。まず8月1日台風10号接近から始まり、10月20日の23号まで併せて7個の台風が来襲した。中でも9月7日の台風18号は、本町を直撃し我が生産森林組合財産も、この春間伐したばかりの字奥の丸3ヘクタール及び字堂所6ヘクタールの山林に倒木等の甚大な被害を受けました。また、志波会館の屋根瓦も一部吹き飛んだり、下山墓地の雑木も大木が倒れたり枝折れしたりと非常な被害を受けた年でした。【平成16年（2004年）度事業報告書（抜粋）】
  - 本年度最重要課題は平成16年9月の台風18号により被災した、堂所の桧林約2ヘクタールと奥の丸の杉桧約1ヘクタール2箇所を、激甚災害に指定されたので森林災害復旧することが急務であります。【平成17年（2005年）度事業計画（案）（抜粋）】
  - 本年度最重要課題の取り組みであった、平成16年度台風18号により被災した字堂所約3ヘクタールの桧林を、激甚災害の指定を受け、倒木伐採、搬出から地ごしらえそし

て桧苗の植林まですべて完了した。残るは字奥の丸方面の災害復旧があるが翌年の実施にゆだねた。【平成 17 年（2005 年）度事業報告書（抜粋）】

- 第一に、平成 16 年（2004 年）9 月台風 18 号により倒木被災した字堂所 3 ヘクタールの復旧は完了したので、その後の下刈り保育を実施するとともに、残りの字奥の丸森林災害復旧が急務である。【平成 18 年（2006 年）度事業計画（案）（抜粋）】
- 役員 24 名による年間 5 回の出役作業により台風災害を受けた山林で 17 年度に植林した所の只越、堂所作業道下側、米山線の上下側を年 2 回の下刈作業をし又、桧 1,000 本を捕植する。

榎崎のけや木の下や桧の下刈り、かずらはずし又、小山田氏柿畠あと地の山林石堂田中氏の柿畠横の下刈作業又、18 年 9 月台風で林道ぞいの風倒木や土砂の片付け、奥の丸の所の除伐、竹林の上側の下刈、枝打作業をする。

平成 16 年（2004 年）の台風 18 号により被災した奥の丸方面 4 ヘクタールを激甚災害の指定を受けていた山林の風倒木伐採搬出地ごしらえ、植林まですべて終りこの作業は東部森林組合に委託する。

林道整備は堂所林道生コン舗装 83M 一侧溝土砂揚げ奥の丸林道の横断水路布設生コン舗装又、奥の丸林道、林道災害の所を市役所より石垣排水路工事をしてもらい安全に通れるようになりました【平成 18 年（2006 年）度事業報告書（抜粋）】。

- 役員 24 名による年間 5 回の出役作業により台風被害を受けた 17～18 年度に植林した所の只越、堂所作業道の下側、米山線の上下側、奥の丸の桧の中を年 2 回下刈り作業をする。【平成 19 年（2007 年）度事業報告書（抜粋）】
- 役員 24 名による年間 5 回の出役作業により、台風被害を受けた山林で、17 年～19 年度に植林した所の只越、堂所、米山線の上下側、奥の丸の桧の中を年 2 回下刈作業する。【平成 20 年（2008 年）度事業報告書（抜粋）】

#### （ウ）平成 29 年（2017 年）7 月九州北部豪雨

- 本年度は山林管理のため草刈り委託や林道整備を計画していましたが、7 月 5 日の九州北部豪雨により、林道・山林の崩壊が多くその確認のみに終えた年で、今後の復興への道のりの厳しさがうかがえます。今後組合員のご理解とご協力をお願いします。【平成 29 年（2017 年）度事業報告書（抜粋）】
- 本年度は、前年の九州北部豪雨により、林道、山林の見回りも全域は出来ませんでした。その為、草刈り委託と志波会館及び周辺の美化活動のみとなっています。現在、林道は途中まで通れる様になっています。今後、出来る所から作業・活動を行うつもりでありますので、組合員のご理解とご協力をお願いします。【平成 30 年（2018 年）度事業報告書（抜粋）】

#### （7）志波生産森林組合が抱える課題

各年度の事業計画を分析したところ、組合員の脱退、組合員の高齢化、若者不足、役員選出の困難が志波生産森林組合の抱える課題であることが明らかになった。

- いま本組合が抱えている大きな問題は、一つには地区居住者である組合員脱退の件、二つには組合員の高齢化・若者不在等で区の役員選びに困難している件、この二つは避け

て通れない問題ですから、よく意見を聞き解決して行きたいとおもいます。【平成 17 年（2005 年）度事業計画（案）（抜粋）】

- 今、組合が抱えている問題は地区内居住者である組合員脱退の件高齢化、若者不在等での役員選出がむずかしく、この二つはさけて通れない問題です。組合員の皆様の意見を聞き解決して行きたいと思う【平成 19 年（2007 年）度事業計画（案）（抜粋）】
- 今、組合が抱えている問題は地区内居住者である組合員脱退の件高齢化、若者不在等での役員選出がむずかしく、この二つはどうにも出来ない問題です。組合員の役員さんと話し合い解決していきたいと思います【平成 20 年（2008 年）度事業計画（案）（抜粋）】
- 単年度では解決できないと思いますが、高齢化、若者不足を含めた問題を具体的により方向に示されたらと思っています。【平成 23 年（2011 年）度事業計画（案）（抜粋）】

## 5. まとめ

損益計算書の分析では自然災害発生前後の損益に特定の傾向は見られなかったが、貸借対照表の分析から 2004 年（平成 16 年）台風や 2017 年（平成 29 年）九州北部豪雨の後に森林の固定資産税評価額が低下していたことが分かった。また賦課金から組合員数を推定したところ、2003 年以降組合員数は減少傾向にあり、特に 2017 年（平成 29 年）7 月九州北部豪雨災害後は例年以上に組合員数が減少していたことが明らかになった。組合員数の維持（組合員の脱退、組合員の高齢化、若者不足、役員選出の困難）が生産森林組合の運営上の大きな課題となっていることからも、台風や豪雨といった自然災害による組合員数の減少は生産森林組合の運営に大きな影響を及ぼす可能性がある。事業報告書・事業計画には 1991 年（平成 3 年）台風、2004 年（平成 16 年）台風、2017 年「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」に関する記述があったが、1991 年と 2004 年と比較すると、2017 年 7 月の豪雨災害に関する記述の分量は著しく少なかった。それゆえ、生産森林組合が受けた自然災害の被害状況や復旧・復興過程を克明に記録し、未来の組合員へ伝承していくことが大きな課題となっている。

## 謝辞

本稿は JSPS 科研費 JP18H04152 の助成を受けたものです。

## 引用文献

- 池田武士（2007）志波生産森林組合の沿革と現状. 村落と環境 3 : 4-8.
- 国土交通省砂防部（2017）平成 29 年 7 月九州北部豪雨による土砂災害の概要＜速報版＞Vol. 6. [https://www.mlit.go.jp/river/sabo/h29\\_kyushu\\_gouu/gaiyou.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/sabo/h29_kyushu_gouu/gaiyou.pdf) (2021 年 6 月 1 日閲覧)
- 内閣府（防災担当）普及啓発・連携参事官室（2017）ぼうさい平成 29 年秋号 Vol. 88. <http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h29/88/pdf/bs17autumn.pdf> (2021 年 6 月 1 日閲覧)

### 第3報告 質疑応答

(佐藤) ありがとうございました。災害と生産森林組合との関係ということで、その実態を発表していただきました。

志波地区というのは明治の時の村でその後合併して杷木町になり、平成の合併で朝倉市になって、小学校も2018年に志波小学校が統廃合されて杷木小学校になった所です。志波地区の中で豪雨被害が激しかった生産森林組合の担い手であった平榎地区の実態について、農業経営も含めて紹介していただきました。では事実関係も含めて参加者の皆さんから質問をうけたいとおもいますがいかがでしょうか。

矢野先生と枚田先生から手が上がっております。枚田先生、矢野先生の順で質問よろしいでしょうか。お願いします。

(枚田) 質問させていただきます。全体像の中で、平榎地区はそのなかの中心と、組合長とかも出たりしているのですが、一方ではもともと組合員が400人ぐらいいたのが252人になっている、全体の小さい集落がいくつあって、それでこの平榎地区は人はたしかに出ているのですが林業との関わりは少なそうなので、平榎地区の生産森林組合の中での位置づけをちょっともう少し説明していただきたい。

(佐藤) ありがとうございます。お願いします。

(藤原) 位置づけですけど、今それも含めて、調査中のところがありで回答できないところがありますが、現在の生産森林組合長は今、平榎地区の方がされております。また看守人の方ですね、組合長は2年で交代されるのですが、一方看守人の方はずっと長くされている方がおられて、以前から組合に関わっているということはわかっているのですが、これまで災害直後から調査に入って、集落側から調査に入っておりまして、その後に生産森林組合の調査をしておりますので、どちらかというと平榎集落の実態の方を調査していますので、今後すこし地区を広げながら、生産森林組合の中で平榎がどういう位置づけにあって、他の地区とのつながりはどうなっているのかということを明らかにしていこうと思います。

(佐藤) よろしいでしょうか。どちらかという平榎は山つきのところです。なので、柿生産が盛んで、志波柿という銘柄で柿が有名なところです。

その中でも林業とか山とかには関係がどちらかというと深いところかなと思います。

(枚田) ちなみに、柿園っていうのは個人の園地ですよね。生産森林組合は特別そことは関係ないということで考えていいのですか。

(藤原) 柿園はですね、個人のものになりますが、それをされている方が組合員です。

(枚田) わかりました。ありがとうございます。

(佐藤) それでは矢野先生、ご質問をお願いします。

(矢野) 紹介の中で、こここの生産森林組合は1952年、で生産森林組合の第1号という紹介があったのですが、これは近代化法の以前に出来た生産森林組合だと思うのですがどういうきっかけで、生産森林組合ができたのか、ということが判ればというのが一つです。もう一つは豪雨災害からの復興ということで調査をされたということですが、その中でなぜ景観というのを重点的に調査しようと思ったのかという、そのあたりの意図を伺えたらと思いますが。

(藤原) まず、一点目の質問に関しまして、こちらはですね、私の方は今回池田さんが2007年「村落と環境第3号」を参考にさせていただいたのですが、生産森林組合ができた背景と

しまして、町村合併の時に行政財産以外の不動産は各町にとめおくことになりました、生産森林組合は残存財産が保有山林であってそれを保有することが描かれてあるわけです。昭和26年森林法改正で生産森林組合が新設されたがまだ設立された事例がなかったということと、このような中で杷木町、志波地区と検討を重ねながら設立したということは、池田さんの本では書かれています。

(矢野) いろいろ検討されたのでしょうか、林野庁とかそういうところからの干渉とかね、あるいは町の推進とかがあったのでしょうか。

(藤原) そこは、今回私たちが調べたかぎりではまだわからないところがありまして今後看守人の方とかに話を聞ければと思っております。また歴史が詳しい方に話を聞いて、機会があればまた報告させていただければと思います。

(原田) 二つめの質問で「なんで森林を扱う上で景観というテーマをメインにしているのか」という質問ですが、平檍地区自体がそこまで林業などを活発に行っていない地区で、平檍地区から大学の方に復興に関して協力してほしいという話も上がってきていました。

復興に関する中で森林の持っている一番大きな役割が景観だったという。平檍の中では森林の林業だと木材生産の役割はそれほど重視されていなくて平檍の中で話が上がっていり、復興計画の中では景観が重視されていたので、自分も、これから被災した集落で景観を再生したいという地区がこれから増えるのではないかという考え方で景観を取り扱いたいと思いました。

(矢野) どうもありがとうございました。

(佐藤) ほかの方からお願ひします。

(枚田) 組合員がすごく減っていて、今もちょっと出ましたけど経費のところで現物出資で出ていましたよね、そうするとこれ、これだけ人が減るとしたら出資の払い戻しはやっていいのですか。やっているとしたらすごい負担だと思うのですが判かつていたら教えてください。

(藤原) 出資の払い戻しは今回聞き取りができていないので、現実としてどうなっているかっていうのは言えない。業務報告書の方には出資金のほうは財産目録に乗っていましたので、今回そこは載せていないが分析すればどのように減っていくかはわかります。

(枚田) 出資金の金額はみていませんですね、まだ。

(藤原) はい、今回特に災害の前後っていうものに着目して見てたので、そこをちょっと入れればよかったです。

(枚田) 出資金は資本で固定資産に入っていないと私は思うのだけど、固定資産イコール山林の崩壊、破壊で固定資産が減額になっているっていう理解をしていたようだと(経理上土地、森林は固定資産に計上し土地や森林の減失は損失として計上する。) 原物出資のほう資産であり、固定資産に入れないし損失があっても資本の見直しはしない。) と思うが影響しているのかなという気がしたのだけど。

(藤原) それに関しては今見たところですね、平成4年には2千万円の出資金があったわけですが、現在の出資金は1,600万円になっていました。400万円くらい減ったと考えられます。

(枚田) ありがとうございます。

(佐藤) ほかにございませんでしょうか。

(高村) 今日は貴重な発表をありがとうございました。大変勉強になりましたし、生産森林組合、協同組合という形ですけど、賦課金という形で災害復旧にかかる費用を、こういった形で徴収せざるを得ないっていうことはたいへん勉強になりました。

ちょっと一つ思ったのはこの組合は非常に災害復旧や復興に熱心なのでこういった形で負担が大きくなっているのか、そうではなくて一般に生産森林組合ではいろんなことをやっていて、様々なことに会計上マイナスになるものも賦課金という形で組合員に払つてもらうようになっていて、ちょっとその賦課金の支払い状況っていうのは一般的にどうなっているか、その辺わかる範囲で教えていただければなと思います。

(藤原) すみません。ちょっと私の方が賦課金、他の組合がどうなっているかまではちょっと把握していない。

(高村) はい、私も知っているわけではないので。他に詳しい方はいらっしゃるかもしれませんけどちょっと私は全くその辺は。

(佐藤) 追加すると、賦課金をとつまでカバーできるというのはこの生産森林組合が、看守人まで含めてきっちり組織として、地域として生産森林組合を運営してきているからだと思う。ある意味縛りがあるって、他の組合だともう税金を払うためにということで有名無実化しているところもあって、賦課金まで取っているというところは、そろそろないかなというように思います。

あまり多くを見たわけではないですが、賦課金をとっているというのは初めて聞くか、他に財産を持っている生産組合だと、そこから捻出していて会員には迷惑をかけないように、というそういうところが多いような気がします。その他にはございませんか。

(枚田) いいでしょうか、今の一件で。佐藤さんが言ったように、出役も途中まではやっていきますよね、5日間。それで近年はやってないとお話をあったのだけど、賦課金の話は出役がやめられて、その代替として賦課金をとるようになったことはないでしょうかね。ちょっとそこら辺の因果関係、一つは表向き、出役ができなくなったから出不足金はとっているところはあるんですね、その代わりとして。

それを生産森林組合の会計の中に入れるか、別のお金の窓口に入れるかっていうのは地域によって違いますけれど、出役がない部分をそういう格好で、賦課金ということで取り出したということではないのかなど、思いましたけども。

(佐藤) ありがとうございます。それでは、今いろいろ質問をいただいたので、今調査の途中のものを報告してもらったので、ぜひ会報に乗せるときにはですね、追加情報として調べて、報告の方をしてもらえるとありがたいです。よろしくお願いします。

(泉) 一言よろしいでしょうか。お二人のお話を聞かせていただいて、やはり最大の問題は、今回の最後の豪雨によって、半分近くの方々が出て行かれたという。一番中心なのだけでも厳しい集落だという、そこにどうやって出て行かれた方々も戻ろうとされるのか、そこから残られた方々がどのような形で出て行かれた方々を、また再び迎え入れなおすのか、要するに日本で最初の生産森林組合を設立した地域であって、先ほど枚田さんも言われましたというように24人の方が年5回出役していたという、非常に生産森林組合制度の中で最初であり最もモデルかもしれない。それが災害に翻弄される生産森林組合でもあったと。その後は補助金も使う、だけど自分たちでも下刈りをやり切ったという。

その集落としての繋がりというようなものに、結局今回の災害が最終的に集落に、いやな

言い方ですけど、宣告をしたという風に受け止めざるを得ないのか。

それともそういう激しい災害があってもなおそれを自分たちとして作りなおす活力を持っているのかという、そのところの検証というところが最も興味深いところではないかと思う。その時に、戦略として景観論に注目するというところが果たして正しいのだろうかと思うのです。

だから、結局災害を逆手にとって、どんな公共都市になんでもいいから、逆手をとつて何とかしないと勝ち残れないものですから、その時の戦略として景観論がというところが、やっぱり住民の方から2世帯くらいは疑問に持っている、でも19世帯の中の7世帯で災害復興委員会を作つてらっしゃる、その復興委員が、まさか九大さんがそのように指導してらっしゃるわけではないでしょうね、ということも含めて、ぜひまた教えていただければと。

(藤原) 私たち2019年の5月から、平榎地区にほかの工学部の先生たちと一緒に入っていくわけですが、19世帯が災害後減った中で再び地域のつながりを作りたいということを行つて活動が見晴らし台かなあという。

見晴らし台計画をしているわけですが、来年(2021年)の3月になりますが一緒に植樹祭というものを実施して、その時には転出世帯にも声をかけるっていうことですし、昔の杷木小学校っていう地域に声をかけて、ぜひまたつながりを作つていただきたいというような思いも地域の中の取り組みとして理解を私の方からしています。

(佐藤) 原田君の方からないですか。

(原田) 景観が復興につながるのかという話と集落自体が景観をやることになったきっかけですか。景観の計画自体は集落の中では、もしかしたら他出した人が戻るきっかけになればいいという話もあるのですが、第一はまず今地域に住んでいる人のたちの気持ち、災害後に受けた地域の暮らしとかを取り戻そうとか、そういう地域の誇りっていう考え方の方が大きいと感じています。

景観をやることになったきっかけは九州大学から持ち込んだものではなくて、最初に2019年に復興委員会が成立したのですが復興委員会が成立した時点ではもう災害から2年近くがたついて、生活環境が最低限確保された時点で復興について考えたときに、集落の中から景観を取り戻したいという案が一つ浮かんでいた。

話し合いが進んでいく中で景観が主軸になって、じゃあその景観を再生するならどうすればいいかという話を、九州大学の森林関連だけでなく芸術工学部の先生なども交えて話し合っているというのが現状です。

(佐藤) ありがとうございます。泉先生、こちら側から吹っ掛けたのではなくて、復興支援団を大学で作りましたけども、なかなか行政からは疎んじられて引こうと思っていたところにこの平榎地区からぜひ関わってくれっていうように頼まれて、九大がかかわることになったという経緯があります。

泉先生からご指摘いただいた、豪雨災害から同集落を復興していくかというところはですね、原田君の修士論文のテーマもありますので、それについては村落環境ではなくて別の雑誌で報告しようと思っていますので、よろしくお願ひします。生産森林組合については是非追加で調べて、会報の方に詳しく載せてください。お願ひします。

(泉) どうもありがとうございました。藤原さん、原田さん、どうぞ頑張ってください。期

待しています。

(佐藤) それでは、3つの報告が時間どおりに終わりましたので、以降30分間、総合討論ということで、質問できなかつた方、それからその他話題提供などがあればお願ひしたいと思います。

(山下) 東京農業大学の山下です。今日は大変勉強になる発表ありがとうございました。古積先生に質問ですけども、それから牧先生にも、古積先生のお話の中で入会集団が地盤の登記をするために社団法人なり法人化をするという方法があるってお話をされていたかと思います。私も法人の形態の一つが認可地縁団体だとは思うんですけども、認可地縁団体の場合は構成員が権利者とそうでない人が混じっている地域だとちょっと難しいということで、次の候補として一般社団法人も出てくるのではないかと思います。実際そういう一般社団法人化をしている入会集団もあるようですが、例えば今回の馬毛島のような紛争が起きたときに、そういった法人化して、法人名義で土地を登記している場合はどのような事態が起きるのかなという事がちょっと気になったのですけれども。

理解としてはおそらく土地の所有は法人の名義になっているけれども、その上に従来からの入会権が残っているという理解をするべきなのかもしれないけれども、現実にはそういう理解を現場の方がされているかとか、あるいはもし法人になると完全に法人内部でのルールに従って意思決定をすれば、法人内部での問題に帰着してしまうのかとか、あるいはひょっとしたら、法人化するようなところではメンバーも明確にされていると思うので、そこに入っていない人が権利を主張するということはあんまり、入っていない人は主張できないかもしないですけど、入っている人の中で意見が割れるっていうことがどれくらいあるかというのもちょっとわからない。

もしそういうことが今後、可能性として出てくるかもしれないと思いましたので、法人名義にしたときに権利者間でもめ事が起きたときについて教えていただけたらと思います。お願ひします。

(佐藤) ありがとうございます。古積先生から回答をいただきたいのですが、追加で法人の在り方としてはもっとも林野行政で進めてきたのが生産森林組合だったのではないかと思うのですが、そのことも含めて、お答いただけるとありがたいです。よろしく) お願ひします。

(古積) 生産森林組合法の法人の規定の詳細というのを私は十分抑えてないので、今、言及された一般法人を念頭に考えますと、少なくとも一般法人法っていうのは先ほどの私の報告でモデル図3つ書かせていただいたのですけれども、近代的な団体形態っていうのを前提にしている制度ですので構成員とはまた異なる一つの団体人格っていうのをそこで創設して、そこにもっぱら財産をきせしめるっていう、そういう制度として予定されているはずですよね。そうすると本来そう言う法人を立てると、意思決定を従来の入会集団がやるっていうのであれば、まず必要になるのはもともとの入会集団の、先ほど私が説明したモデルでの入会集団ですけれども、ああいう全構成員が共同で所有しているという状況が残っている入会集団が一般法人というものを創設しようというのであれば、そしてその土地をそこで管理するのであれば、おそらく権利者の全員がその法人を設立する、そしてその財産はそこにある意味現物出資っていう形で供するっていう意思決定をやっておかなければダメだっていうことになるはずで、その意思決定をやったうえで法人登記というのが

経由されれば、これはもう完全に法人単独所有にそれによって転換しているというふうに考えざるを得ないはずですよね。

そうすると例えば法人設立したときの定款等で、団体の意思決定はどうするのかっていうことが定められたりはすると思うのですが、通常特段の約定がない限りは、代表者が包括的代表権ってものを持ちますので、利益相反などの問題が生じない限りは、代表者がやった、例えば法人に属するとされた土地の所有権の譲渡の契約っていうのは、それはもう有効だという話に結局単純化されていくはずですよね。

でも、いやそれは違うのだと。そんなつもりで法人なんてものを立てたのんじやないというようにもし旧来の入会集団の方たちが言うってことになると、それはもしかするとそもそも法人をきちっと成立させる意思決定がされてないっていう話になりかねないですよね。じゃあ、こうした法人の設立はいったい効力としてはどうなるのかっていうことが問われてくると思うのですけど、会社法で議論されている話なのではないかと思います。民法の筋からすると本来それは無効なんだって話になりそうなのですが、結果として法人設立の登記がされてしましますので、対外的にはその法人の登記を信用して取引に入る人が当然出てくるはずです。代表者がやった取引は有効だと当然信じますので、いやそれは法人の財産じゃなくて入会集団構成員全員の財産だっていう権利主張を単純に認めていいかって言つたら、これは当然、取引の安全を害するから許されないという問題が出てくると思うのです。最低限民法上の理屈で言うとその場合は、少なくとも設立をやつたっていうことを入会集団の人たちは知っていて、入会地の法人名義の登記をしているはずですから、それを知りつつやっているということになりますと、それは無効だって言ってもそれ善意の第3者には対抗できないっていう話に少なくとも民法上ではなるはずです。そうなると結局は権利を失うっていう話に行きつくと思うのです。

私が言いたいのは、本当に近代的な法人化をやろうっていうのであれば、そのことを関係者がきちっと認識したうえでやらないといけないということです。それをやらないで2重構造みたいなものが残っているようなことでは、結局後々の紛争トラブルを残すだけの話なので、認可地縁団体を使う場合でもやっぱり本質的には同じだとは思うのです。紛争が起きた後になるともう手遅れですよね。これから管理をどうするかっていうことを関係者の方々が真剣に考えたうえで、それで意思決定をする、そのことがやっぱり大事なんじやないかなと。 どうしても我々法律家っていうのは紛争が起きた後の話しか表には出てこないので、その対処方法はどうしたらいいですかっていう話になるのですが、やっぱり積極的に森林經營だとかに携わる、そういう発想からいく場合には今の問題は慎重に考えていい方がいいのではないかと思います。

(山下) ありがとうございます。

(佐藤) ありがとうございます。今件について法律の先生方から何か。

(矢野) 古積先生から入会権に相応した登記とはという問題が出されて、それから山下さんからも質問がありましたが、古積先生の前半の話の中で民法の中で入会権は認められたけれども、登記の道は開かれてこなかったというのがある。これはその通りなので私は立法者の懈怠だと思います。したがってこれはやはり何らかの形で登記の道を開く必要がある、立法論の話になるがそういうことには賛成です。

ただし、既存の地縁団体を使うというのも問題があるし、やはり社団法人としてやるとい

うのも問題はあるというように思います。それで思い切って認可地縁団体というのは各市町村長の承認で法人格を付与する、かなり簡便な手続きで法人格を与えているわけだから、それに倣って入会団体としてそれを認める。市町村長が認証してですね。

規約の整理や構成員の名簿をきっちりするということをすれば紛争を防ぐということになるのではないか。かねがね言っているがあまり賛成する人が少ないのかなというよう思っています。

(佐藤) 矢野先生の意見について何か意見などないでしょうか。

(牧) 法人化するのについて、近代化法でも謳われているように一応入会権を消滅させると、そして新たなる権利関係を持っていくというのを前提としているが、一般社団法人についても入会権を消滅させて移行すると。そうでなければ、また入会権者と新組合員との間に齟齬が生じたりするのではないかと思います。他の先生方はどうでしょうか。一回近代的な団体に持っていくときは旧来の入会権を全員の同意の下で消滅して、それから持っていくのがいいのではないか。生産森林組合とか農地組合法人に限らずにですね。それから馬毛島ですけども、原告・被告分かれている状態では新しい法人形態には持つていけないと、ここには非常に複雑な利権が絡んでいて、利権ブローカーや、広域暴力団、右翼などこういう人が蠢いているから今はじつとしていないと。弁護士が言うには今が稼ぎ時であると、馬毛島を巡って、両方に入って国に従えと。また開発反対派に対して間接的に資金の脅しを行っていたりしている。塙泊村も入会地ですからここにも手が及ぶのではないか。防衛省はここが取りたい天王山である。

だから今のところは肅々と勝訴することのみを考えていいいのではないだろうか。

そしてそれから先は防衛省、右翼、フロント企業、ブローカーの動きを見て総合的に判断する状態ではないかと思っております。

(古積) 先ほどの矢野先生のお話は認可地縁団体を設立するときの、基本的には不動産の所有を認めるという話なので、その登記の中にある種の入会集団の所有物であるという内容を登記の中に盛り込むといったことを考えられているということで理解してよろしいですか。

(矢野) 認可地縁団体は旧自治省の時に設定されたもので林野庁などはこれは入会林野にはふさわしくないと当時は反対していたが、最近は広くこれを認めるようになりました。ただ、認可地縁団体は入会とは違う側面がありまして、構成員の範囲であるとか、林野から利益が出たときに個人に分配できないとか、色々不都合な点もありますので、やはりそれをそのまま横滑りさせることは適当ではない。したがって入会については入会の慣習というかそのものを認めるという形で入会団体として認証するという道が開かれてしかるべきではないかと思います。明治の立法者が怠った課題をこの21世紀になってですけどそういう道をもう一度考えてもいいのではないかという問題提起です。

(古積) それでその方法なのですが、具体的に認可地縁団体は地方自治法を根拠に認められていますよね。入会集団に関しても規定を設けるというのであれば、どの法律の改正が必要であると考えていらっしゃいますか。

(矢野) そこまでは考えてはいないのですが、特別立法になるかもしれません。

(古積) 私なんかが素朴に考えていたのは、やはり民法上認められている権利として書かれているので、それを受けた不動産登記法の中に何らかの形でそれを反映させることのでき

る登記手続きのようなものを持ってくるというのも一つかなと。

(佐藤) 私からも一点質問があるのですが、登記簿で表題部と権利部の2つがあつて権利のところにいろいろ所有に関して書かれているということでした。私一度登記簿を分析したことがあつて、その中には保安林と抵当権が設定されていることが登記簿に書いてあつた。それは土地取引をするときに抵当権が設定されていて借金をしているとか保安林が設定されれば伐採制限がかかるということを第3者がきちんと分かるように記載されているのですが、そこにこれの所有者は誰であるが入会林野であるということを書くだけでも紛争を防ぐことになるのではないかと思うのですが、その改正はどういう法律に基づけばいいのでしょうか。

それともう一点が、2018年の森林経営管理法などでは、入会権だけではなくて絶対的権利であるとされてきた所有権も弱くなっている。入会権のない共有地であっても利用がきちんとされていない場合には共有者を探して、それでも見つからない場合は利用を進めてしまうという法律も出ている中で、入会権というのはさらに不安定化すると思うのですが、その点でご意見あればお聞かせ願えればと思います。

(古積) 前半の質問ですが、それは不動産登記法の改正によると思います。登記簿に書いてくれればいいなど皆さん素朴に思われるのですが、ただ民法が認める財産的な権利の中の物権というものを直接支配しうる権利がありますが、これは全ての人に主張できる権利になるので、全ての人がそれを尊重しなければならない。何か邪魔をすれば当然ペナルティーが与えられるという強い効力を持つものなので、それをはっきりと対外的に示さなければならぬというのが不動産登記法にある。その際に物権にもいろいろ種類があるのですが、民法が認めているのは限られています。

それぞれに関して法典がどういう内容の権利なのかはきちんと明確に書かれているので、その権利がここにありますよと登記簿に記載されればその土地に関してはどんな権利をしている人間が表れるかということはそれで認識できることになります。

入会権の場合だと究極が民法の認める物件というのは非常に単純明快な定型的な内容ですけれども、何しろ明治維新以来の慣習に基づいて内容がいろいろ決定されることになるので、民法が想定している所有権とは違ったところがあるわけです。

少なくとも不動産登記法で掲げられている登記できる権利というのは定型的な民法上の物権しか挙げられていないです。しかし法律改正という話になった場合には一応入会の内容は微妙なところもあるのですが、どんな形態がモデルとして考えられるかというと、私が先ほど説明したような内容になるとすれば、そういう権利が実は成立すると登記簿に記載するという程度の改正であれば不動産登記法に入会権を記入することによって、そして実際にそれを登記簿に記載できるという風にすれば、かなり事態は改善するのではないかと個人的には思います。

(佐藤) どこまでを入会として認めるか認めないかは難しい話になると思うのですが、登記簿に書いてさえいれば、第3者に権利がある人に黙って売るなどが起りにくいくらいではないかと思うのですが。

(古積) それは間違いないです。なぜ作らなかつたというと川島先生なんかが入会の解体という本を著されて、結局入会というのは経済活動が前近代の段階では機能していたけれども、段々貨幣経済が浸透するにつれて単純明快な所有権に歓迎されていくだろうというよ

うに仰っていたので、そういう権利を重要視しなくても良いのではないかという考えがあったのではないか。そのため改正をする必要もないと考えられて今に至っているのではと思います。ところが最近こういう入会の紛争で登記を巡る問題が少なからず出てきている点からすると、それはやはりますいのではないかということを問われていると個人的に思います。

(矢野) 先ほど表題部という話が出ましたが、所有者が不明な土地で立法がなされたということに関して、高村さんが中日本の入会林野研究の40号で描かれている話があるので、その話を紹介していただきたいなと思います。

(高村) ありがとうございます。この前8月に中日本入会研究会があり40号に書いた後の展開を山下詠子さんと共同報告させていただいたのですが、要するに入会に由来する土地の登記が字名義だったり表題部のみに記載されてたり、代表者名義だけれど所有権登記されてなくて住所がない表題部のみ登記になっている、など変則型登記が日本の土地の比数にして1%くらいあると、固定資産税等が適正に課税されていないのではないかという出発点から各地方の法務局が機械的に対象で進めています。その際問題なのは林野行政をやる部門から調査していくわけではないので、どうしても入会権に理解のない形で進みそうである。法務省が不明土地森林を扱う登記官の方に向けて書かれているマニュアルを見ても、入会総有が成立していることも字名義のごく一部についてもしているのですが、成立が認められる条件が入会林野近代化法と比べてもかなり要件の高いものになっていると危惧しています。またコロナのこともあり、調査では地域の慣習に詳しい方に聞き取り調査をして、まず詳しい方がいる地域では、地域の実情を優先して行おうと一応なっているが、調査のあり方をきちんとした形で行えるか心配なところです。また出口のところでも出口として入会総有が認められる場合でも、通常の共有みたいに持分権をきちんと放棄して普通の共有のようにするか、権利能力なき社団という形で整えて代表者が社団から託されたという形にするか、入会総有そのままの在り方をなるべく出口で認めていくという風にもなっていない、いろいろな問題点も多いです。法務局にも入会の理解についてアンケート調査を行う形で聞いてみる必要があると思っています。

(佐藤) ありがとうございます。是非、中日本だけでなく西日本でもこれを機会にご発表を考えていただけると嬉しいです。

(高村) そうできるように頑張りたいと思います。基本、法務局にアンケート調査するのは一斉に送ればいいと思いますし、県ごとで山林を重視している県と墓地とかを重視している県もあるので、特に山林から入って字名義の比率が多い県で変な処理方式が確立すると入会にとって大変困るなと思います。

(佐藤) ありがとうございます。予定の時間になりました。今回急遽オンラインでの開催になりましたが積極的にご発言、議論いただきましてありがとうございました。また今日は林野庁をはじめ行政の方もご参加いただいております。宮崎県、長崎県の行政の方々、ありがとうございました。それでは以上で終わりたいと思います。

**シンポ会場発言者（発言順）**

佐藤宣子	九州大学（総合司会）
牧洋一郎	鹿児島大学特別研究員
古積健三郎	中央大学
枚田邦弘	鹿児島大学
泉英二	元愛媛大学
矢野達雄	元広島修道大学
高村学人	立命館大学
山下詠子	東京農業大学
藤原敬大	九州大学
原田佳生	九州大学院生
尾分達也	兵庫県立大学（発表時、宮崎大学）

## 第17回村落環境研究会理事会及び総会の開催（オンラインによる開催）

1 開催日時 令和2年(2020)11月7日

2 会場 九州大学林政学教室

3 参加者（役員のみ掲載）（委）は委任状

理事 佐藤宣子、牧洋一郎、泉英二、枚田邦宏、矢野達雄（委）

監事 河原祥治、野村泰弘

4 議長選出

会則第7条第2項及び第3項に基づき会長佐藤宣子が務める。

5 理事会の成立

参加理事及び委任状提出理事を含め過半数の参加により成立した。

6 議事

(1) 第1号議案

第16期(2019年7月1日から2020年6月30日)事業報告及び収支決算報告が行われ、審議の結果全員の賛成により承認された。

(2) 第2号議案

第17期(2020年7月1日から2021年6月30日)事業計画及び収支予算案が提出され、審議の結果全員の賛成により承認された。

次回シンポジウムの開催について

鹿児島市において開催するよう調整することで承認された。

## 第16回村落環境研究会理事会(総会)

### 第1号議案

#### 1. 事業報告

2019年10月11日 会報の送付及び16期シンポジウム開催案内

2019年12月7日 シンポジウム開催(久留米大学)

#### 2. 第16期村落環境研究会収支決算書(2019年7月1日から2020年6月30日)

(単位:円)

(1) 収入の部	予 算(A)	決算(B)	(A)(B)比	備 考
前 期 繰 越	127,899	34,414	-93,485	
会 費	100,000	120,000	20,000	
寄 付 金	3,000	28,000	25,000	
そ の 他	0	0	0	受取利息
収 入 計	230,899	182,414	-48,485	
(2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	
第16回シンポ 開催経費	0	0	0	
機関紙印刷費	87,000	0	-87,000	会報印刷費
会 議 費	0	0	0	
通 信 費	14,000	0	-14,000	シンポ開催通知、会報発送経費等
事務用品費	1,000	0	-1,000	残高証明手数料
振替手数料	1,200	110	-1,090	会費郵便振替手数料
立替金返済	50,000	0	-50,000	債権免除の申し出
次期シンポ 開催準備費	10,000	0	-10,000	
(2) 支出合計	163,200	110	-163,090	
(3) 次期繰り越 金	67,699	182,304		振替口座・普通預金

### 監 査 報 告 書

2019年(令和元年)7月1日から2020年(令和2年)6月30日までの第16期事業年度の  
財務について預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので  
下記のとおり報告します

一、財務執行は適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2020年(令和2年) 11月21日  
村落環境研究会 監事 川原祥治 印  
村落環境研究会 監事 野村泰弘 印

## 第2号議案 第17期村落環境研究会収支予算書

2020年(令和2年)7月1日から2021年(令和3年)6月30日まで

(単位:円)

(1) 収入の部	第16期決算(A)	第17期予算(B)	(A)(B)比	備考
前期繰越金	34,414	182,304	147,890	
会 費	120,000	85,000	-35,000	会費20人、賛助会員3法人 過年度未収会費納入分を含む
寄 付 金	28,000	10,000	-18,000	
そ の 他	0	0	0	受取利息
収 入 計	182,414	277,304	94,890	
(2) 支出の部	第16期決算(A)	第17期予算(B)	(A)(B)比	備考
第17回シンポ 開催経費	0	10,000	10,000	報告者謝礼・会場使用料他
機関紙印刷費	83,160	140,000	56,840	第16号・17号会報印刷費
会 議 費	0	0	0	
通 信 費	14,000	14,000	0	シンポ開催通知、会報発送経費等
事務用品費	1,000	1,000	0	振替通知票発行手数料
振替手数料	1,200	1,200	0	会費振替手数料
次期シンポ開 催準備費	0	10,000	0	
支出合計	99,360	176,200	76,840	
(3) 次期繰越金	83,054	101,104	18,050	

## 第3号議案 次期村落環境研究会の開催について

(1) 開催地

(2) 開催時期・開催方法等

**村落と環境 第17号 令和3年(2001)7月発行)**  
**(会員配布)**

発行編集 村落環境研究会  
住 所 〒819-0395 福岡市西区元岡744 九州大学ウエスト5号館  
九州大学大学院環境農学部門 森林科学講座 森林政策学研究室  
電 話 092-802-4654  
e-mail [sonrakukenkyu2020@gmail.com](mailto:sonrakukenkyu2020@gmail.com)  
年会費 理事 4,000円、一般会員 3,000円、学生 2,000円  
賛助会員(団体・法人) 5,000円